

令和8年度 第1回浜松市男女共同参画審議会

日 時 令和8年7月3日(金) 14:30～

会 場 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和8年度事業計画について【資料1】

(2) 第4次浜松市男女共同参画基本計画進捗状況（令和7年度実績）

【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】

4 報 告

令和7年度活動拠点施設事業（あいホール事業）報告【資料3】

5 閉 会

浜松市男女共同参画審議会（第11期）委員名簿

（任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日）

役職	氏 名	選出機関等
会長	いぬづか きょうた 犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授
副会長	しんむら さおり 新村 早織	静岡県女性管理職の会 アドバンスクラブ
委員	いしはら かずよ 石原 和代	きたっこ連絡協議会
委員	いとう 伊藤 あゆみ	H&G キャリアデザインルーム
委員	くずしま まさみ 葛島 昌己	特定非営利活動法人 浜松カウンセリングセンター
委員	すずき りゅういち 鈴木 竜一	浜松市校長会・教頭会
委員	たかはし せつろう 高橋 節郎	公募
委員	たなか ともこ 田中 朋子	浜松市P T A連絡協議会
委員	はせがわ よしき 長谷川 良樹	浜松市自治会連合会
委員	まえじま ひろあき 前嶋 宏明	浜松商工会議所 青年部 副会長

令和 8 年度 事業計画 (男女共同参画主要事業)

2026年7月3日(金)
第1回浜松市男女共同参画審議会

1

男女共同参画関連事業

男女共同参画推進事業

講座・研修、三遠南信地域女性交流会、女性に選ばれるまちプロジェクトに関する事業

DV防止支援事業

活動拠点施設運営事業

男女共同参画センターの施設管理運営

講座・相談・情報発信・団体育成支援等の実施に関する事業

2

男女共同参画推進事業

こらぼ講座(男女共同参画アドバイザー派遣事業)

【内容】

学校や企業、市民団体が実施する男女共同参画推進のための学習会に講師（男女共同参画アドバイザー）を派遣する出前講座を実施

※令和7年度は43回実施

【テーマ】

- ・ジェンダー平等
- ・コミュニケーション
- ・メディアリテラシー
- ・DV／デートDV
- ・ハラスメント
- ・ワーク・ライフ・バランスと女性活躍
- ・防災
- ・子育て
- ・自治会



3

男女共同参画推進事業

研修会

①教職員初任者研修

- ・対象者：令和8年度新規採用教職員
- ・対象者数：147人
- ・形式：オンデマンド配信
- ・内容：「男女共同参画について」
- ・講師：伊藤あゆみ氏

③UD男女共同参画推進員研修

(男女共同参画：隔年)

- ・対象者：各課補佐級職員
- ・対象者数：162人
- ・内容：管理職に求められるジェンダー視点の組織マネジメント

②新規採用職員フォローアップ研修

- ・対象者：令和8年度新規採用職員
- ・形式：対面
- ・内容：「男女共同参画推進について」
- ・講師：UD・男女共同参画課職員

④リプロダクティブヘルス／ライツ研修

4

男女共同参画推進事業

三遠南信地域女性交流会

【内容】

浜松市・豊橋市・飯田市の3市の女性団体による交流会を実施する。

- ・幹事市：浜松市
- ・開催日：令和8年10月20日（火）
- ・会場：あいホール
- ・内容：講演会、グループワークなど
- ・参加予定人数：50人程度

【参考】

令和7年度：飯田市開催

- ・開催日：令和7年10月22日
- ・会場：丘の上結いスクエア
- ・参加者数：48人（22団体）



※写真は令和7年度飯田市開催

5

男女共同参画推進事業

女性に選ばれるまちプロジェクト

内閣府提出資料より抜粋

浜松市の取組について

若い女性の転出超過抑制を目的として、「女性に選ばれるまち」の実現を目指します。

取組の背景 本市では、若い世代の女性の転出超過が課題となっており、ポジティブアクションとして、「女性に選ばれるまちづくり」を推進する必要がある。

目指す姿 ジェンダー平等社会を目指し、女性が活躍できる環境整備の促進や気運の醸成などを図り、官民連携で「女性に選ばれるまち」を推進します。

取組の内容

若い女性の転出超過抑制を目的として、女性が働きやすく、安心して活躍できる環境を整え、すべての人にとって魅力的で、活力に満ちた都市を目指します。

<女性に選ばれるまちプロジェクト>

令和7年度

1. 女性が安心して活躍できる環境づくり補助金の創設
2. 公共施設に生理用ナプキンIoTディスペンサーの設置
3. 浜松で活躍している女性による魅力発信
4. 企業向け女性活躍推進セミナー

令和8年度

1. 女性が安心して活躍できる環境づくり補助金
2. 浜松で活躍している女性による魅力発信
3. 企業向け女性活躍推進セミナー
4. （新規）働く女性のためのリスクリング講座
5. （新規）女性に特化した起業支援セミナー

※生理用ナプキンディスペンサーは継続して設置

6

男女共同参画推進事業

女性に選ばれるまちプロジェクト

女性が安心して活躍できる環境づくり補助金

市内で女性が安心して活躍できる環境づくりの促進のため、市内企業等による女性特有の健康課題対策としての物品購入や研修費、スキルアップの費用などに要した経費に対する補助金。

- ・ 補助上限額：1事業所あたり20万円
- ・ 補助率：中小企業等1/2、大企業1/3
- ・ 申請期間 6月1日（月）～11月30日（月）

浜松で活躍している女性による魅力発信

浜松市において多様な分野で活躍する女性たちを取り上げ、そのキャリアやライフヒストリーを浜松市公式noteで紹介。

様々な職種や立場の女性をロールモデルとして紹介することで、浜松市の魅力を発信し、女性が活躍できるまちとしてのイメージを強化する。

7

男女共同参画推進事業

女性に選ばれるまちプロジェクト

企業向け女性活躍推進セミナー

【目的・概要】

市内企業に対し女性活躍や女性が働きやすい職場環境づくりの重要性を啓発するセミナーを実施することで、雇用の安定化を図り、女性の定着率向上につなげる。

【対象】

浜松市内企業の経営者、管理職、
管理職候補の女性従業員、人事労務管理担当者等



8

男女共同参画推進事業

女性に選ばれるまちプロジェクト

働く女性のためのリスキリング等講座（新規）

【目的・概要】

採用が困難なデジタル人材の社内育成とキャリアデザインによる将来への目標設定や自己実現の促進を通じた今後のキャリア形成を図り、本市での継続的な活躍の促進と市外への人材流出の抑制につなげる。

【対象】 浜松市内で就業中の女性 20人程度

女性に特化した起業支援セミナー（新規）

【目的・概要】

多様な視点や発想を活かした起業を支援するセミナーを開催し、起業に必要な知識とスキルの提供、ワーク・ライフ・バランス支援、ネットワーキング機会を創出する。

【講師】 西岡 恵子氏（市スタートアップ支援アドバイザー）（予定）

【対象】 浜松市内で起業を考えている女性 20人程度

9

男女共同参画推進事業

DV防止支援事業

DV相談専用ダイヤル

【内容】

DV被害者の相談窓口（DV相談専用ダイヤル）設置

【相談時間】

月・火・金・日 10:00～16:00 ※12/29～1/3除く

【相談体制】

精神保健福祉士、認定心理士、公認心理師、カウンセラー、社会福祉士等の資格と相談実務経験をもった相談員

【相談件数】 令和7年度 204件（うちDV171件）※のべ件数

DV防止啓発リーフレット・カードの発行

【内容】

・DV防止啓発のためのリーフレットやDV相談専用ダイヤルカード等を配布、配架

【配布先】

・関係課、公共施設、関係支援機関、学校、医療機関

【配架先】

・市役所、区役所、図書館の女性用・大型商業施設等の女性用トイレに配架予定

10

活動拠点施設運営事業

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）

【施設】

男女共同参画と文化芸術活動の拠点施設として平成25年11月に開館

- ・住所…浜松市中央区幸三丁目3番1号
- ・開館時間…9:00～21:30 ・貸出施設…ホール1室、利用室12室

【指定管理者】

特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループ

【指定管理期間】

令和8年4月1日～令和13年3月31日

【利用実績】

令和7年度実績…利用者数112,774人、稼働率66.2%
(R6実績:利用者数112,779人、稼働率71.5%)



11

活動拠点施設運営事業

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）

男女共同参画推進事業

【啓発】

人材育成事業:講座や啓発イベント等の開催

【相談事業】

悩みごと相談(電話・面接・SNS)

男性相談(電話・面接)

女性法律相談(面接)

【情報事業】

ホームページ・SNS情報発信

情報誌ハーモニー(年1回発行)

施設内展示、図書コーナー

【団体育成支援事業】

地域で男女共同参画に関連する活動を行う団体の育成支援

12

活動拠点施設運営事業

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター(あいホール)

【あいホール相談室】

①悩みごと相談

電話相談 火・水・木・土 10:00～16:00
水・土 18:00～20:00
面接相談 火・水・土 10:00～16:00
水 18:00～20:00
SNS相談 水 13:00～21:00
日 10:00～16:00

②女性のための法律相談

面接相談 第2・4木 12:30～16:00

③男性の生き方相談

電話相談 木 18:00～20:00
第2・4日 18:00～20:00
面接相談 第4日 18:00～20:00

ひとりで悩んでいるあなたへ
秘密は厳守します 安心してご相談ください
☎053-412-0352

女性のための法律相談＜予約電話＞053-412-0351
(相談を希望する月の1日前9時から予約が可能です)

あいホール相談室 浜松市中区幸三丁目3番1号



ひとりで悩んでいるあなたへ LINE を使って相談しませんか？

まずは
友だち追加から

**あいホール
悩みごと
ライン相談** @浜松市



ID:@ai-soudan

日時 毎週水曜/14時～20時
毎週日曜/10時～16時
※最終受付は終了30分前

浜松市男女共同参画・
文化芸術活動推進センター
(あいホール)

第4次浜松市男女共同参画基本計画進捗状況報告書

(令和7年度実績)

1. 進捗管理について

「第4次浜松市男女共同参画基本計画」（令和7年度～令和11年度）は、基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現のため、「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心なくらしの実現」を計画の3本柱とし、7つの「施策の方向性」と24の「基本的施策」により組み立てられています。

「施策の方向性」の実現に向け、各所管課が事業ごとに実施報告と自己評価を行い、「進捗状況調査表」としてとりまとめ、男女共同参画審議会に報告します。

2. 指標について【資料2-2】

第4次浜松市男女共同参画基本計画では、施策の方向性ごとに、その進捗状況を数値で客観的に把握するために指標を設定しています。

(別添) 資料2-2「第4次浜松市男女共同参画基本計画 進捗状況（令和7年度実績）」

- ・成果指標 … 事業を行う上で目標とする数値
- ・モニタリング指標 … 男女共同参画社会の進捗を測る目安となる数値

3. 事業評価について【資料2-2】

(1) 評価の方法

第4次浜松市男女共同参画基本計画に掲載された全事業について、担当課による事業ごとの実績に基づく自己評価を示しています。

(別添) 資料2-2「第4次浜松市男女共同参画基本計画 進捗状況（令和7年度実績）」

<評価基準>

◎	計画（目標）通り進んでいる	達成率 100%
○	概ね計画（目標）通り進んでいる	達成率 70%以上
△	計画（目標）よりも遅れている	達成率 70%未満
×	未実施	事業未実施
－	評価できない	実績値未確定、事業完了、事業廃止

(2) 令和7年度事業の自己評価

令和7年度の事業実施状況における各担当課の自己評価については、「◎：計画通り進んでいる」が35.3%、「○：概ね計画通り」が60.2%となり、9割以上の事業で計画通り以上の取組が実施されました。また、「△：計画よりも遅れている」が3.0%、「－：評価できない」が1.5%でした。

●令和7年度事業における担当課自己評価

施策の方向性	該当 事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
1. 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	19	4	14	1	0	0
2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	14	2	12	0	0	0
3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	20	5	12	1	0	2
4. 労働の場における女性活躍の推進	13	9	3	1	0	0
5. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援	29	11	17	1	0	0
6. 生活に困難を抱える人への支援	19	11	8	0	0	0
7. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	19	5	14	0	0	0
計	133	47	80	4	0	2
		35.3%	60.2%	3.0%	0.0%	1.5%

施策の方向性 1 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革【重点施策】

【資料 2-2】 P. 3～5

ジェンダー平等意識の醸成のため、男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実など4つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(1)男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実	8	2	6	0	0	0
(2)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	6	1	4	1	0	0
(3)男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実	2	1	1	0	0	0
(4)男女共同参画の視点に立った国際理解と情報推進	3	0	3	0	0	0
計	19	4	14	1	0	0
		21.1%	73.7%	5.3%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：94.8%

【主な内容】

- ・ P. 3 (1)「男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実」
No.4 男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣する事業
こらぼ講座開催回数：43 回、参加者数：3,199 人、アンケート満足度：92.7%
- ・ P. 4 (2)「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」
No.12 女性の消防団への加入を促す広報活動
出展ブースに、事前に女性団員から、活動実態や課題、やりがい等をヒアリングしたものを掲示、女性視点のリアルな情報提供を実施。イベント参加者数：4,600 人
- ・ P. 5 (3)「男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実」
あいホールでの各種講座や相談、管理運営：いずれも計画通り実施
- ・ P. 5 (4)「男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信」
No.19 男女共同参画に関する国際的な動きや各国における先進的な取組事例の情報発信

国際女性デーに関する展示：サンストリート浜北
NPO によるミモザ販売、国際女性デーの周知：浜松市役所内

施策の方向性 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【資料 2-2】 P. 6～8

あらゆる分野において、政策・方針決定の場に女性の参画が拡大できるよう、3 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(5)審議会等への女性の参画拡大	4	0	4	0	0	0
(6)あらゆる分野における女性の参画拡大	5	2	3	0	0	0
(7)女性の人材育成にかかる施策の充実	5	0	5	0	0	0
計	14	2	12	0	0	0
		14.3%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：100%

【主な内容】

・ P. 6 (5) 「審議会等への女性の参画拡大」

No.21 附属機関の女性委員の登用促進

全庁通知において積極的な女性委員の選出依頼、セルフチェック表や女性人材リストの活用促進

審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合（R7）：37.2%

・ P. 6 (6) 「あらゆる分野における女性の参画拡大」

No.27 労働の場における女性参画を促進

市内企業向け女性活躍推進セミナーの実施 満足度 96%

市民向け：働く女性のためのスキルアップ講座（あいホール）の実施 満足度 100%

・ P. 7 (7) 「女性の人材育成にかかる施策の充実」

No.23、No.29 地域で活躍できる女性人材の育成

第 12 期はままつ女性カレッジの開催：修了生 6 人（合計 105 人）

施策の方向性 3 ワーク・ライフ・バランスの推進【重点施策】 【資料 2-2】 P. 8～10

それぞれが望むライフスタイルを実現するため、誰もが働きやすい職場環境づくりや男性の家事・育児参画の促進など 3 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(8)誰もが働きやすい職場環境づくりの支援	5	0	3	1	0	1
(9)男性の家事・育児等への参画と理解の促進	6	1	4	0	0	1
(10)多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実	9	4	5	0	0	0
計	20	5	12	1	0	2
		25.0%	60.0%	5.0%	0.0%	10.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：85%

【主な内容】

・ P. 8 (8) 「誰もが働きやすい職場環境づくりの支援」

No.38 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む事業所を認証

- ホームページで、参考となる取り組みを公表。新規認定：13 事業所
- ・ P. 8 (9) 「男性の家事・育児等への参画と理解の促進」
No.41 市内未就学児童の父親向け講座の実施
講座参加人数：98 人、満足度：会場 100%、オンライン 97.7%
 - ・ P. 9 (10) 「多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実」
No.49 子育て家庭の交流の促進、子育てについての情報提供の実施
子育て支援ひろばの設置数：25 か所

施策の方向性 4 労働の場における女性活躍の推進 【資料 2-2】 P. 10～12

働く女性のキャリア形成や、女性の再就職の支援、労働条件の適正化や、女性が働きやすい環境づくりなど労働の場における女性の活躍の推進に向け、4 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	－
(11)働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援	4	2	1	1	0	0
(12)女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援	3	3	0	0	0	0
(13)農林水産業等における女性の参画促進	2	2	0	0	0	0
(14)労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発	4	2	2	0	0	0
計	13	9	3	1	0	0
		69.2%	23.1%	7.7%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：92.3%

【主な内容】

- ・ P. 10 (11) 「働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援」
No.57 健康経営優良認定法人数の増加、官民連携による健康経営啓発事業等の実施
浜松市内企業の健康経営優良法人 2026 認定数：241 社
協会けんぽ浜松支部と連携し、健康経営普及啓発チラシ作成、配布市内企業向け健康経営セミナーの実施、浜松市ウェルネス推進協議会参画企業・団体と連携した健康経営支援サービス紹介、意見交換など計画通りに実施
- ・ P. 11 (12) 「女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援」
No.58 就職支援セミナーの実施
セミナー等参加者数：延べ 344 人、支援女性実人数：261 人（うち 173 人就業）、支援女性就業率：66%
- ・ P. 11 (13) 「農林水産業等における女性の参画促進」
No.61 家族経営協定の締結
家族経営協定締結件数：317 件
- ・ P. 12 (14) 「労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発」
No.66 労働条件に関する問題等、専門家による相談の実施
労働に関する様々な相談に対し、社会保険労務士による無料電話相談の実施
相談件数 148 件

施策の方向性 5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った健康支援【重点施策】

【資料 3-2】 P. 12～17

誰もが健康や性について正しい知識を得て、自分の健康や性のあり方を自分自身で決められるよう、4 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(15)生涯を通じたところと体の健康支援	5	3	1	1	0	0
(16)健康課題に関する理解促進と支援	14	6	8	0	0	0
(17)性を正しく理解するための啓発と相談	5	1	4	0	0	0
(18)性の多様性の理解促進	5	1	4	0	0	0
計	29	11	17	1	0	0
		37.9%	58.6%	3.4%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：96.5%

【主な内容】

- ・ P. 12 (15)「生涯を通じたところと体の健康支援」
No.67 乳がん・子宮頸がん検診等の受診率の向上に向けた取組
企業、大学と連携し、イベント等での啓発活動の実施や市公式 LINE による周知啓発、新規事業として、ピンクリボン月間（10 月）にシールとポスターを作成、協賛企業及び庁内へ配布を実施。
- ・ P. 13 (16)「健康課題に関する理解促進と支援」
No.73 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発のためイベントや出前講座、人材育成等の実施
あいホールにて、市民や学校、企業を対象にリプロダクティブ・ヘルス／ライツ研修の実施、講座満足度 95.4%（平均）
No.75 生理用ナプキンディスプレイ設置
市内公共施設 17 施設に設置、ナプキン利用枚数：34,497 枚
- ・ P. 15 (17)「性を正しく理解するための啓発と相談」
No.86 若者を対象に未来の自分を考える講座の実施
大学等と連携し青年期の男女を対象に妊娠出産に対する正しい知識の普及啓発のため出前講座 開催回数 14 回、参加者数 1,738 人
- ・ P. 16 (18)「性の多様性の理解促進」
No.94 パートナーシップ宣誓書受領証等を交付、性の多様性の理解促進
浜松市パートナーシップ宣誓制度 5 周年記念パネルディスカッションを開催
本制度の概要や利用者の声を広報はままつへ掲載

施策の方向性 6 生活に困難を抱える人への支援 【資料 2-2】 P. 17～19

ひとり親家庭や生活困窮者の自立支援や複合的な困難を抱えている女性への支援等、生活に困難を抱えている人が、安心して生活できるよう 3 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(19)ひとり親家庭等の自立支援	7	4	3	0	0	0
(20)生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援	4	1	3	0	0	0
(21)女性であることで複合的な困難を抱える人への支援	8	6	2	0	0	0
計	19	11	8	0	0	0
		57.9%	42.1%	0.0%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：100%

【主な内容】

- ・ P. 17 (19) 「ひとり親家庭等の自立支援」
No.97 母子・父子家庭の親に対し、資格取得するための各種講座に要する経費補助
補助件数 42 件
- ・ P. 18 (20) 「生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援」
No.106 若年無業者等に対し、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援
キャリア心理相談やステップアップ相談など就労支援を実施
相談件数；2,799 件
- ・ P. 19 (21) 「女性であることで複合的な困難を抱える人への支援」
No.110 困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議、実務者会議）の開催
各関係機関等が相互に連携し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うこと
を目的とした連絡会議の実施

施策の方向性 7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【資料 2-2】 P. 20～22

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶するため、被害者の立場に立った支援ができるよう 3 つの基本的施策に取り組みました。

基本的施策	事業数	自己評価				
		◎	○	△	×	—
(22)DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信	5	1	4	0	0	0
(23)被害者の相談支援体制の充実	9	4	5	0	0	0
(24)被害者の自立に向けた支援の充実	5	0	5	0	0	0
計	19	5	14	0	0	0
		26.3%	73.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【全体の進捗状況】

計画通り又は概ね計画通り進んで実施された事業の割合：100%

【主な内容】

- ・ P. 20 (22) 「DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信」
No.117 若年層に対するデートDV防止啓発の出前講座の実施
参加者数：2,150 人、回数：5 回、理解度：98.8%
- ・ P. 21 (23) 「被害者の相談支援体制の充実」
No.120 DV相談専用ダイヤルでの電話相談の実施
相談窓口周知用のリーフレットやカードを作成、市役所等女性用トイレに配架
女性に対する暴力をなくす運動期間中、大型商業施設の女性用トイレにカードを配架
- ・ P. 21 (24) 「被害者の自立に向けた支援の充実」：いずれも計画通り実施

●指標の推移
施策の方向性ごとに、その進捗状況を数値で客観的に把握するために指標を設定しています。

●成果指標（事業を行う上で目標とする数値）

施策の方向性		項 目	現状値 (令和5年度)	令和7年度	目標値又は 基準値（R11）
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	男女共同参画にかかる講座の理解度	81.8%	98.3%	90%
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	35.6%	37.2%	40%以上 60%以下
		女性人材育成講座の修了者数	91人	105人	133人（＋7人/年）
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	139社	154社	200社
		保育施設利用定員数※1	17,455人	17,544人	18,253人
		放課後児童会利用定員数※1	7,777人（R6）	8,322人	9,261人
4	労働の場における女性活躍の推進	市管理職員に占める女性の割合※2	10.6%	13.7%	15%（R7）
		女性就労支援事業において市が支援した女性の就業率	55.0%	66.0%	60%
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康支援	乳がん検診受診率※3	42.0%	41.4%	60%
		子宮頸がん検診受診率※3	41.3%	41.9%	60%
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ啓発事業の満足度	90.4%	95.9%	95%
6	生活に困難を抱える人への支援	ひとり親家庭で孤立していると感じる人の割合※4	-	未確定	減少
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	1,720人	2,150人	5年間累計 7,500人

※1 浜松市こども計画（R7～11年度）より指標抽出、※2 はままつ女性職員活躍応援プラン（R3～7年度）より指標抽出
※3 第3次浜松市がん対策推進計画（R6～11年度）より指標抽出、※4浜松市こども計画（R7～11年度）より指標抽出（R7年度調査結果を基に目標値設定予定）

●モニタリング指標（男女共同参画社会の進捗を測る目安となる数値）

施策の方向性		項 目	現状値 (令和5年度)	令和7年度	数値の方向性 (令和11年度)
1	男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革	「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という意見に否定的な人の割合	61.5%	76.3%	↗
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	自治会における女性会長の割合	0.67%	0.81%	↗
		PTA活動における女性会長の割合	18.18%	26.3%	↗
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	男性が平日に家事や育児等に従事する平均時間	1時間 24分	未調査	－
4	労働の場における女性活躍の推進	女性起業家の延べ数（起業家カフェ）	301人	378人	↗
		家族経営協定の延べ新規認定締結数	285件	317件	↗
5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康支援	パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数	89組	137組	↗
6	生活に困難を抱える人への支援	女性のための法律相談の相談件数	123件	142件	↗
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	D V相談専用ダイヤルにおける相談件数	198件	241件	↗

第 4 次浜松市男女共同参画基本計画進捗状況（令和 7 年度実績）

●進捗調査表

NO.	施策の 方向性	基本的 施策	事業内容	令和7年度事業		事業の達成度 (自己評価)	実施内容・評価根拠	今後の方向性 (改善点及び課題等)	所管課	計画 ペー ジ
				目標値	実績値	R7				
	1. 男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革									
	(1)男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実									
1			児童・生徒が、性別に縛られず自由な職業選択ができるよう、様々な分野の魅力を伝えるための学習機会を提供します。	—	—	○	●あいホールの男女共同参画推進事業において、市内中高生を対象に、「自分らしいキャリアを描こう！～理系でGO！！ITエンジニアってどんなシゴト？in三栄ハイテックス(株)～」を開催した。 ・参加者数：12人（R6：23人） ・アンケート満足度：100%（R6：100%） ●こらぼ講座において、市内小中高生を対象にジェンダー平等をテーマに講座を3件実施した。	・次代を担う児童・生徒・学生が性別にとらわれず幅広い選択肢を持つことができるよう、引き続き実施していく。 ・性別に関わりなく、自分らしいキャリアを描くためには、学生自身の意識も大切であるが、それをサポートする保護者や教員など、社会全般のジェンダー観をアップデートしていく必要がある。	UD・男女共同参画課	9
2			学校教育において、赤ちゃんとその保護者との交流体験を実施し、次世代を担うこどもたちに男女がともに育児に関わっていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。	実施校 13校	実施校 12校	○	・過去にこの事業を実施した学校は応募できないという条件を緩和し、過去5年間に実施していない学校は応募できるという条件に変更した。 ・より大きな成果が期待できる中学校に限定した。 ・実施校数12校（R6：10校）	・将来的には、国立・県立・私立を含めた、浜松市内の全中学校で実施をしたい。 ・この事業を実際に指導するスタッフの育成、及び運営する団体の確保が、大きな課題である。	子育て支援課	9
3			男女共同参画の視点を活かした学習指導ができるよう、教職員を対象に男女共同参画をテーマとした研修会を実施します。	—	講座参加者 138人	○	初任者の教職員を対象に、男女共同参画意識の醸成を図ることを目的に研修を実施した。 令和6年度から事前に講義内容を録画したものを動画配信し、自分の学校内で研修を受けることとなった。 ・視聴時期：令和8年1～2月（各校毎のスケジュールにて） ・講師：NPO法人浜松カウンセリングセンター 内山春美 氏 ・テーマ：男女共同参画 ・参加者数：138人（R6：128人）	令和6年度から教職員の研修方針が変わり、知識を習得するものについては、校内研修となり、本研修は動画を配信することになった。そのため、対象職員だけでなく、指導員も一緒に動画を視聴できるため、内容に関して指導員からより多くの助言をいただけるメリットがある。今後も教職員の研修学校現場が直面するさまざまな課題を男女共同参画の視点から捉え、理解を深められるよう、研修会を実施する。	UD・男女共同参画課	9
4			市民団体、学校、企業等が開催する男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣します。	こらぼ講座 回数：35回 （全体）	こらぼ講座 回数：43回 （全体）	◎	男女共同参画の意識づくりのため、男女共同参画関連の各種テーマを設定し、市民団体（自治会・PTA・学校・職場等）が主体的に開催する学習会に市民講師（男女共同参画アドバイザー）を派遣するこらぼ講座を実施した。 ・開催回数：43回（R6：37回） ・参加者数3,199人（R6：2,536人） ※全体の実績 ・アンケート回収率：81.6%（R5：82.6%）※学校を除く ・満足度：92.7%（「大変満足／満足」回答率）	男女共同参画意識啓発のため、引き続き講師の派遣を行うとともに、テーマや開催方法、周知方法等の検討も行っていく。 R7は、企業からのハラスメントをテーマとした講座依頼が大幅増加し、今後もその傾向は継続すると思われる。そのような中で、本事業の目的「男女共同参画の意識づくり」に対する認知を高められるよう、広報ツールや配布資料についても改善・検討を行っていく。	UD・男女共同参画課	9
5			男女共同参画意識啓発のための情報誌を発行します。	3,500部発行 (年1回)	3,500部発行	◎	「ハーモニー」を2月に3,500部発行し、市内公共施設や小中学校、事業所、市民団体、関係機関等へ配布するとともに、市ホームページ等にて情報誌発行の情報発信を行った。また、「はままつ電子図書（WEBサイト）」への電子図書の掲載や、教育委員会と公立学校のネットワーク「ミライム」にデジタルデータをアップするなど、より多くの人が見られるようにした。	継続して情報誌を発行し、男女共同参画の意識啓発を行っていく。	UD・男女共同参画課	9

6			男女共同参画週間中（毎年6月23日から29日まで）に合わせ、市役所ロビーやバス・電車内の電光掲示板等を利用した意識啓発を行います。	—	男女共同参画 フェスタ 参加者数 49人	○	男女共同参画週間に合わせ、市役所本庁舎1階ロビーにおいて男女共同参画に関するパネル展示をおこなった。 また、あいホールにおいても男女共同参画フェスタの実施および、「2025男女共同参画おすすめBook」の展示をおこなった。 ・男女共同参画フェスタ：参加者数49人（R6：65人）	男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの取り組みが必要であることから、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念についての理解を深めることを目指し、啓発活動を継続していく。 R6年度をもって電車・バス内電光掲示板が終了したため、今後は、市公式SNSを活用した啓発を行っていく。	UD・男女共同参画課	9		
7			市職員を対象に男女共同参画を理解するための研修を実施し、各事務事業において男女共同参画の視点に配慮するよう促します。	—	参加人数 ①111人	○	①新規採用職員研修 ・実施日：令和8年1月27日 ・講師：UD・男女共同参画課職員 ・参加者数：111人（R6：142人） ・満足度：4.69（R6：4.60）※5段階評価	男女共同参画の意義を主体的に捉え、所管する業務及び職場環境づくりにおいて、男女共同参画の視点を反映させていくため、職員を対象に研修会を実施する。	UD・男女共同参画課	9		
8			市民が目にする広告物や刊行物等について、男女共同参画の視点で審査・助言します。	—	広告審査 バス停：70件 路上：10件	○	バス停や路上屋外広告物及び市民を対象にした刊行物の内容に、固定的性別役割分担や性差別等を表現するような写真・イラストが含まれていないかを校正の段階で確認し、アドバイスをを行った。 ・審査件数…バス停広告：70件（R6：85件） 路上広告：10件（R6：10件） ※路上広告については、1件に対し、男女共同参画の観点から不適切であると是正を求めた。	男女共同参画の視点に立ち、男女の性別イメージ固定化につながる表現とならないよう、訴求内容や対象に合わせた効果的表現のアドバイスを行うことができた。 不適切な表現が見過ごされることのないよう、複数でのチェック等、引き続き適切な審査体制の維持に留意していく。	UD・男女共同参画課	9		
			(2)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進									
9			被災時に誰もが安心して避難所生活を送れるよう、多様なニーズに対応した避難所運営を目指します。	—	—	○	浜松市地域防災計画（令和7年4月版）の共通対策編第2章第20節として男女共同参画の視点を庁内及び避難所に取り入れる旨の内容について記載した「男女共同参画の視点からの災害対応体制整備」を位置付けた。 また、浜松市防災会議において委員交代の際には女性委員の登用に努めており、防災計画や避難所運営等に女性目線からの意見を取り入れるよう進めている。	性別によるニーズの違いや性的マイノリティへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応など、時代の変化や災害での経験を踏まえ、避難所運営マニュアルや地域防災計画を必要に応じて内容の更新を行い、男女共同参画の視点を避難所運営に取り入れていく。	危機管理課	10		
10			男女共同参画の視点に配慮した避難所運営等の被災者支援を行うため、地域防災リーダー育成のための研修会を実施します。	女性が役員として参画している自主防災組織の率:30%	女性が役員として参画している自主防災組織の率:15%	△	・令和7年度から自主防災隊向けに「地域における男女共同の視点からの防災力向上（女性防災リーダー育成）研修」を実施した。 ・大型ショッピングモールにおいて、女性ボランティアや女性防災士と一緒に、防災イベントに参加し、多くの家族層を対象に防災啓発を実施した。	女性が役員として参画している自主防災組織の率は低く、男女共同参画の視点からの防災対策を推進するためにも、参画の周知・啓発に努める必要があるため、研修会等を実施していく。	危機管理課	10		
11			防災対策における男女共同参画担当部署と防災担当部署の連携強化を図ります。	—	—	○	・名古屋商工会議所主催の令和7年度市町村ゼミナール第6講「男女共同参画・多様性配慮の視点による防災・危機管理政策」にWEB参加し、災害時の男女共同参画の視点からの取り組み状況を把握した。（危機管理課） ・はままつnanet主催、危機管理課共催の「災害対策コーディネーション研修会」及び「災害対策ローカルネットワーク研修」に参加した。（UD・男女共同参画課）	今後も継続して、防災関係機関及び男女共同参画関係機関が協力することで、連携の強化を図り、効果的に事業を実施していく。	危機管理課 UD・男女共同参画課	9		
12			地域における防災力を強化するため、女性の消防団への加入を促す広報活動や受け入れに必要な活動環境の整備を行います。	女性団員加入促進イベント 参加者数 2,000人	女性団員加入促進イベント 参加者数 4,600人	◎	イオンモール浜松志都呂で実施した女性団員確保に向けた広報活動では、学生広報隊の女性団員が主体となって企画・運営を行った。事前に現役の女性団員から活動の実態や課題、やりがいなどをヒアリングし、その内容を模造紙に整理して出展ブースに展示。来場者に対して、女性ならではの視点からのリアルな情報提供を実施した。 参加者数1,000人 さらに、浜松市役所1階の掲示スペースに、学生が制作した女性団員募集ポスターを掲示することで、より広範な市民層への認知度向上を図った。参加者数3,600人	若年層世代の女性により多くアプローチできるよう、SNSやデジタルサイネージを積極的に活用する。 女性団員を対象とした交流会を開催し、活動上の課題を抽出し、改善策を検討していき、女性が活動しやすい環境整備を進める。	消防総務課	10		

13			防災分野における女性の参画を促進するため、女性消防士の職域拡大や採用拡大に向けた取組を行います。	消防吏員に占める女性消防吏員の割合 3.5%	消防吏員に占める女性消防吏員の割合 3.4%	○	大学生や高校生への広報活動や、民間主催又は本市主催の採用説明会等を通じて、消防業務を紹介し、受験者拡大に取り組んだ。 消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、目標値には到達していないものの、昨年度実績（3.2%）から0.2ポイント増加した。	大学や高校を訪問し、学校単位での採用説明会開催について調整する。女子学生に対して消防業務を紹介し、将来の就職先候補に選択してもらえるよう広報活動を実施していく(公式Instagramでの広報を含む)。 また、本市ＨＰにて掲載している女性消防吏員の特集ページを更新し、常に最新情報を公開していく。	消防総務課	
14			災害時において、女性の被害が潜在化しないよう、相談支援の充実を図ります。	—	—	○	・「浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター危機管理マニュアル」の更新を行った。 ・災害時におけるUD・男女共同参画課の行動指針として「浜松市大規模災害時女性支援活動マニュアル（案）」を作成した。	「浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター危機管理マニュアル」について、必要に応じて随時更新を行う。 「浜松市大規模災害時女性支援活動マニュアル」の策定に向け、関係課や女性センターとの調整を図る。	UD・男女共同参画課	9
		(3)男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実								
15			市民ニーズに適った各種講座や相談事業等を実施するなど、男女共同参画推進を図る拠点施設としての機能充実を図ります。	講座理解度： 90%以上 (R11)	98.3%	◎	・講座：48回 ・啓発事業参加者数：3,245人（R6：2,438人） ・アンケート満足度：98.3%（R6：98.3%） ・相談事業：2,972件（R6：2,909件） ・あいゆうネット登録団体：28団体（R6：34団体）	男女共同参画の意識啓発のための事業及び女性人材の育成のための各種講座等を引き続き開催する。	UD・男女共同参画課	9
16			男女共同参画推進拠点施設の管理運営を行います。	—	—	○	「指定管理業務チェックリスト」によるチェックを行った。 指定管理者の事後評価（令和6年度分）について、市民部指定管理者選定会議の結果をHPに掲載した。 審査日：令和7年8月27日 評価点：71.3/100点	適正に男女共同参画推進拠点施設の管理運営を実施していく。	UD・男女共同参画課	9
		(4)男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信								
17			外国人市民団体等の文化的活動や創造的活動の表現の場としてインターナショナルフェスティバルを開催し、日本人市民と外国人市民の交流を促進するとともに、多文化共生都市・浜松を全国に発信します。	—	—	○	浜松市も参画する浜松多文化創造活動促進事業実行委員会において、令和5年度から毎年、インターナショナルフェスティバルおよびICCセミナー、外国人市民インタビューを実施している。	「価値創造型」多文化共生社会の推進のため、フェスティバルやセミナーを引き続き開催し、日本人市民と外国人市民との交流促進を図る。	国際課	10
18			外国人集住都市会議への参画を通じ、外国人住民に係る様々な課題の解決や、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等の調査・研究を行い、国等へ提言として発信します。	—	—	○	11月に開催された「外国人集住都市会議そうじゃ2025」において、国の関係省庁に対し、「そうじゃ宣言」として提言を行った。	多文化共生施策の司令塔として省庁横断的に外国人施策を調整・推進し、進捗管理を行う「外国人庁」の設置を要望するとともに、施策の基盤となる基本法を制定し、より盤石な体制のもと施策が展開されることを国の関係省庁に対し、提言等として発信する。	国際課	10
19			男女共同参画に関する国際的な動きや各国における先進的な取組事例について、情報を発信します。	—	—	○	・サンストリート浜北において、国際女性デーに関する展示・情報発信を行った。 ・あいホールの交流空間及び図書コーナーにおいて、国際ガールズ・デーや国際女性デーに合わせた展示等を行った。 ・NPOによる庁舎内でのミモザ販売の告知を含め、国際女性デー周知のための情報発信を行った。	国際女性デーに合わせた活動という点については、同記念日の周知や、リプロ事業PR等の情報発信ができた点は評価できると考える。 男女共同参画に関する国際的動向や各国の先進的取組みに関する情報収集・発信については、更なる検討をおこなっていく必要がある。また、情報発信の方法についても、今後は展示のみならず、市公式SNSの活用も行っていく。	UD・男女共同参画課	9

2：政策・方針決定過程への女性の参画拡大									
(5)審議会等への女性の参画拡大									
20	附属機関の設置や運営状況等を調査し、委嘱委員における女性登用率を公表します。	—	—	○	令和7年8月1日を調査基準日として設置状況等を調査し、令和7年12月に結果をホームページ上で公開した。	国の第6次男女共同参画基本計画における成果目標：「令和12年までに、地方公共団体の審議会等委員に占める女性割合40%以上60%以下」を踏まえ、附属機関の設置状況等の調査を実施していく。	政策法務課 UD・男女共同参画課	11	
21	市の政策や方針決定に深くかかわる附属機関において男女共同参画を推進するため、委員選任時における事前協議及びチェックリスト活用等により、女性委員の登用促進を図ります。	40%以上 60%以下	37.20%	○	令和7年3月26日付け「【通知等】附属機関委員への女性の登用について」を全庁掲示板に掲載し、積極的な女性委員の選出を依頼するとともに、セルフチェック表及び女性人材リストの活用を促進した。 達成に向けた取組として、「附属機関の設置及び運営マニュアル」により、委員候補者選定時に『基本方針遵守のためのチェックリスト』による確認またはUD・男女共同参画課を含めた事前協議による女性委員登用率向上に向けた調整を行った。	国の第6次男女共同参画基本計画における成果目標：「令和12年までに、地方公共団体の審議会等委員に占める女性割合40%以上60%以下」を踏まえ、附属機関を設置する各課に対し、積極的な女性委員の選出を依頼するとともに、セルフチェック表及び女性人材リストの活用を促進していく。 また、事前協議において、目標の登用率を達成できないと思われる場合は、その理由や所管課としての考え等を事前協議書に記載させる。さらに、推薦団体との調整や新たな人材発掘を通じて女性委員登用率向上に努めるよう求めていく。	政策法務課 UD・男女共同参画課	11	
22	審議会等への女性登用を促進するため、女性人材リストの活用を促します。	—	—	○	令和8年3月26日付け通知「『通知等』附属機関員への女性の登用について」を発出し、セルフチェック表及び女性人材リストの活用を促進した。	附属機関における女性委員の割合向上に向け、引き続き女性人材リストの活用を促進する。	UD・男女共同参画課	11	
23	地域やPTA、審議会等、様々な分野で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。	修了者数： 133人 (R11末)	修了者数： 96人 (R7)	○	はままつ女性カレッジを開催した。 ・講座数：12回 ・公開講座参加者数：22人 ・受講生：8人 ・修了生：6人	地域やPTA、審議会等、様々な分野で活躍できる女性の人材を育成するため、引き続きはままつ女性カレッジを開催する。	UD・男女共同参画課	11	
(6)あらゆる分野における女性の参画拡大									
24	自治会やPTAにおける女性の参画状況を把握するため、年度ごとに調査を行い、報告します。	—	—	○	自治会及びPTAにおける会長職の女性割合を調査し、国・県の調査により情報を公表した。 ・自治会：0.81% (R6：0.81%) ・PTA：26.3% (R6：21.83%)	自治会長の女性の割合は変わらず、PTA会長の女性の割合は増加した。今後も自治会やPTA等の地域活動における方針決定の場において、女性の参画拡大に向けた理解が促進するよう周知啓発に努めたい。	UD・男女共同参画課	12	
25	地域活動における女性の参画に対する市民の理解を深めるため、各種講座等において、自治会活動や地域活動に性別、年齢、国籍などを問わず、多様な人々が参画することの重要性を伝えます。	—	—	○	・浜松市HPに内閣府作成の女性自治会長活動事例集のリンクを設定し、紹介した。 ・小学生や大学生を対象とした市民協働によるまちづくりを題材とした講座では、年齢・性別等を問わず多様な人々が自治会活動等の地域活動に参画することの重要性を説明した。	・自治会活動等に積極的に関わる女性の活動事例等、年齢・性別等を問わず活躍している事例を集め、HPや各種講座等を通じて紹介することで、多様な人々が地域活動へ参画する重要性への市民の理解を深める。	市民協働・地域政策課	12	

26			行政における女性参画を促進するため、市の女性職員スキルアップ研修や女性職員キャリアアシスト研修を実施します。	—	—	○	女性職員育成のため、仕事のマネジメント力、対人関係能力等を学ぶ研修を開催した。 ■女性職員スキルアップ研修 ・開催日：第1部 令和7年11月4日、第2部 令和7年12月1日 ・対象：38歳以上の女性職員で、主任または副主幹・副技監（希望制） ・講師：外部講師 ・参加者数：30人（R6：28人） ・満足度：4.71点/5点満点（R6:4.75点） ■女性職員キャリアアシスト研修 ・開催日：第1部 令和7年10月28日、第2部 令和7年12月1日 ・対象：入庁3年目以降で、30歳未満の女性職員（希望制） ・講師：外部講師 ・参加者数：34人（R6：32人） ・満足度：4.71点/5点満点（R6:4.69点）	社会情勢の変化や、受講者のニーズに応じた内容へ見直しのうえ、研修内容を一部変更し、今後も継続実施予定。	人事課	12
27			労働の場における女性参画を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。	①企業セミナー参加者50人 ③各日20名	①企業セミナー参加者217人（延べ数） ②28人、25人	◎	①市内企業を対象とした女性活躍推進セミナー ・実施日：令和7年11月10日（アーカイブ11日間実施） ・講師：寺田朋広氏（株式会社リトワードリンクス 代表取締役社長） ・参加者数：217人（当日85人、アーカイブ132回） ・満足度：96% ②あいホール 働く女性のためのスキルアップ講座 ・実施日：令和7年11月8日、11月22日 ・講師：原田裕見子氏（フリーアナウンサー） ・参加者：28人、25人 ・満足度：100%	引き続き、市内企業に対し、女性が働きやすい環境づくりや女性特有の健康課題対策の重要性を啓発し、さらなる女性活躍を推進するため、企業の意識改革を促進するセミナーを実施する。	UD・男女共同参画課	12
28			様々な分野における女性の参画促進につながるよう、意識啓発のための情報を発信します。	1記事あたり平均閲覧数1,500回	1記事あたり平均閲覧数1,557回	◎	浜松市公式noteにおいて浜松で活躍している女性の記事を発信し浜松の魅力をPRする事業を実施した。 ・R7公開記事数：6本	引き続き、様々な職種や立場の女性をロールモデルとして紹介することで、浜松市の魅力を発信し、女性が活躍できるまちとしてのイメージを強化する。	UD・男女共同参画課	12
		(7)女性の人材育成にかかる施策の充実								
29			地域で活躍できる女性の人材を育成するための講座等を開催します。【再掲】23、29	修了者数：+7人/年	修了者数：6人（合計105人）	○	はままつ女性カレッジを開催した。 ・講座数：12回 ・公開講座参加者数：22人 ・受講生：8人 ・修了生：6人	地域やPTA、審議会等、様々な分野で活躍できる女性の人材を育成するため、引き続きはままつ女性カレッジを開催する。	UD・男女共同参画課	12
30			地域で活動する市民団体等と協働で事業を実施することで、地域における女性リーダーの育成を図ります。	—	3件	○	市民団体から事業の企画提案を募集するUD・男女共同参画提案事業において、3件の事業を実施した。	市内で活動する団体の特性を活かし、男女共同参画社会を実現するため、引き続き提案事業を募集する。	UD・男女共同参画課	12
31			浜松市、豊橋市、飯田市による女性交流会を通して、地域における女性団体の活動促進を図ります。	—	参加：22団体46人（うち浜松市8団体 13人）	○	三遠南信交流事業の一環として、飯田市、豊橋市、浜松市の女性団体による交流事業「三遠南信地域女性交流会」を開催した。 ・幹事市：飯田市 ・開催日：令和7年10月22日（水） ・場所：丘の上結いスクエア2階 ムトスぶらざ ・参加者数：46人（うち浜松市13人） ・参加団体：22団体（うち浜松市8団体） ・内容：講演会、グループワーク、視察	今後も飯田市、豊橋市、浜松市による女性交流事業を通じて、男女共同参画の意識を高め合い、地域における女性リーダー育成の支援をしていく。 令和8年度開催地：浜松市（令和8年11月10日） 交流方法については、両市と連携しながら検討をしていく必要があると考える。	UD・男女共同参画課	12

32			地域において男女共同参画推進に関する活動を行う市民団体等の支援を行います。	—	—	○	・あいホールにおいて、あいゆうねっと加盟する各団体を紹介する展示をあいホールにて実施した。 ・あいゆうねっと加盟団体間での意見交換、交流を目的とした総会をあいホールにて開催した。	男女共同参画推進に関する活動を行う市民団体等について、引き続き支援を行う。	UD・男女共同参画課	12
33			国や県等が主催する女性リーダー育成研修等の学習機会の情報提供をします。	—	—	○	女性リーダーの資質向上や男女共同参画の視点を持った人材の育成を図るため、内閣府男女共同参画局や国立女性教育会館（ヌエック）の主催する研修等の周知を行った。	内閣府やNWEC（今年度からはJGEPA）主催の研修等の学習機会の情報提供を引き続き行う。また、実際に参加し、理解を深めていきたい。	UD・男女共同参画課	12
	3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進									
			(8)誰もが働きやすい職場環境づくりの支援							
34			職場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を側面的に支援するため、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所にアドバイザーを派遣します。	10社	2社	△	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを支援するため、申請のあった市内事業所に社会保険労務士を派遣し、労働環境等の改善に関する助言を実施。しかし、R7年度は、チラシの配布の廃止等を行ったため、申請が減少した。 派遣回数：5回	ワークライフバランス等推進事業所の募集とともに本事業についても周知し、積極的な利用を促していく。	労働政策課	13
35			市職員が婚姻等により改姓した後も継続して改姓前の姓を職務上使用できる旧姓使用制度について、周知・啓発を図ります。	—	158人 （女性146人、男性12人）	○	庁内ネットワークを活用し、結婚等のライフイベントにおける各種手続きを案内するページ「人事@窓口」において、旧姓使用制度の周知を行った。 令和7年度申請件数：24人（女性22人、男性2人）	引き続き職員に対して制度の周知を図る。	人事課 UD・男女共同参画課	13
36			市職員の休暇取得の促進などの働き方改革に取り組みます。	年次休暇 15日	令和8年11月 にHP公表予定	—	「年次休暇の促進」は、取得率は向上してきてるが、数値目標は達成できていない。 「時間外勤務の縮減」は、引き続き早出遅出勤務等の制度を利用しやすい環境整備に努める。（【参考】R6：平均12.0日）	通知等により年次休暇の朱徳促進に向けた取り組みを引き続き実施していく。	人事課	13
37			企業の働き方改革に対する意識の醸成を図り、誰もが働きやすい労働・雇用環境づくりを推進するため、企業を対象としたセミナーを実施します。	—	—	○	人的資本経営とDXにかかるセミナーを実施した。 参加者数：34名、アーカイブ視聴者数：19名	関連事業と連携し、関係企業への周知を図っていく。	労働政策課	13
38			ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む事業所を認証し、積極的な取組が他の事業所へ波及するよう取組内容をホームページ等で紹介します。	160社	154社	○	ホームページで、参考となる取り組みを公表した。 新規認定：13事業所	社労士のアドバイザー派遣時の周知や認証が少ない業種企業等に対し事業周知するなど、幅広い企業に申請していただけるよう努めていく。	労働政策課	13
			(9)男性の家事・育児等への参画と理解の促進							
39			男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。	—	講座：2回 参加者数：16人	○	あいホールにおいて、男性の家事・育児参加啓発のための講座「子育てパパ応援 パパの“強み”を増やそう！～手遊び×絵本×家族コミュニケーション～」を開催した。	男性の家事・育児への参加を促進するため、引き続き男性の家事・育児参加促進講座を実施する。	UD・男女共同参画課	13
40			はじめての出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児の準備をするための必要な知識を提供します。	—	開催回数 38回 参加者数 1,670人	○	はじめてのパパママレッスン 妊娠16週から31週の初産婦とその夫を対象に、夫婦で妊娠・出産・育児の準備をするために必要な知識を提供した。区で実施するパパママレッスンを受講できない方の受け皿としてオンラインでのパパママレッスンを実施。 ・開催回数：38回（R6：41回） ・参加者数：1,670人（R6：1,789人）	目標とおり実施ができた。 引き続き、パパママレッスン講座を開催し、妊婦とその夫（パートナー）が共同で妊娠・出産・育児の準備をするための必要な知識等の提供し意識啓発を行う。	健康増進課	13

41			保護者が、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じつつ、健全な家庭教育が実現できるよう支援するため、市内の未就学児童の父親向け講座を開催します。	講座参加人数 100人	講座参加人数 98人	○	保護者が、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じつつ、健全な家庭教育が実現できるよう支援するため、市内の未就学児童の父親向け講座を実施した。 ・参加者数98人（R6：83人） ・満足度（「大変満足／まあまあ満足」回答率） 会場 100%（R6：95.4%） オンライン 97.7%（R6：89.7%）	今後も、保護者が、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じつつ、健全な家庭教育が実現できるよう支援していくため毎年、講座の開催を実施する。 多くの保護者が参加できるよう託児付の会場での開催と同時にオンラインでの開催を行う。	こども若者政策課	14
42			市職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進め、男性職員の育児参画を促進します。	①男性の育児休業85% (取得期間2週間以上) ②配偶者出産補助休暇100% ③育児参加休暇100% (R12目標)	令和8年11月にHP公表予定	—	育児支援ガイドブックの別冊として男性のための育児ガイドブックの作成や、職員や配偶者の妊娠出産時に仕事と育児の両立支援に関する意向確認等を実施しており、引き続き、制度を利用しやすい環境整備に努める。 【参考】R6の状況（一般職員） ①男性の育児休業：69.9%、②配偶者出産補助休暇：86.0%、③育児参加休暇：84.9%）	令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「はままつ職員応援活躍プラン」を策定し、数値目標（男性の育児休業取得率85%、配偶者出産補助休暇100%、育児参加休暇100%）の達成を目指して実施していく。	人事課	14
43			誰もが活躍できる職場環境づくりを進めるため、市の新任所属長を対象として、働き方改革やイクボスの趣旨を学ぶ「イクボス研修」を行います。	—	—	○	誰もが働きやすい職場づくりやイクボスの趣旨を学ぶ研修を開催した。 ・開催日：令和7年6月25日 ・対象：新任所属長（過去欠席者含む） ・講師：外部講師 ・参加者数：37人（R6：34人） ・満足度：4.41点/5点満点（R6:4.47点）	社会情勢の変化や、受講者のニーズに応じた内容を検討し、今後も継続実施予定。	人事課	14
44			男性が家事・育児等へ参画することに対する理解を促すため、情報誌等による啓発を行います。【再掲】	3,500部発行 (年1回)	3,500部発行	◎	「ハーモニー」を2月に3,500部発行し、市内公共施設や小中学校、事業所、市民団体、関係機関等へ配布するとともに、市ホームページ等にて情報誌発行の情報発信を行った。また、「はままつ電子図書（WEBサイト）」への電子図書の掲載や、教育委員会と公立学校のネットワーク「ミライム」にデジタルデータをアップするなど、より多くの人が見られるようにした。	継続して情報誌を発行し、男女共同参画の意識啓発を行っていく。	UD・男女共同参画課	14
(10)多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実										
45			待機児童ゼロを維持するため、認定こども園や保育所等の適正な定員を確保します。	0人	0人	◎	認定こども園（86園・定員：10,650人）、保育所（54園・定員：5,500人）で保育を提供した。 また、待機児童ゼロを達成した。	今後の施設整備事業について、浜松市こども計画（令和7年度～令和11年度）に基づき進めていく。	幼保支援課	14
46			保護者の子育てと就労との両立を支援するため、認定こども園や保育所において延長保育を行います。	—	—	○	認定こども園（86園）、保育所（54園）において延長保育（保育短時間での延長保育を含む）を実施した。	保護者の子育てと就労との両立を支援するため、引き続き認定こども園や保育所において延長保育を行う。	幼保支援課	14
47			仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業所内保育所等の設置を促進します。	—	—	○	事業所内保育事業（12箇所・定員：587人）、企業指導型保育事業（33箇所・定員：833人）で保育を提供した。	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、引き続き事業所内保育所等の設置を促進する。	幼保支援課	14
48			仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育事業の設置を促進します。	8,000人	7,680人	○	延利用定員7,680人を確保し、3,379人に対して病児・病後児保育を提供した。	病児・病後児保育の利用ニーズに応じた実施施設を確保するとともに、利便性向上を図る。	幼保支援課	14

49			子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の交流の促進、子育てについての情報提供等を行う場を設置します。	子育て支援ひろばの設置数 25ヶ所	子育て支援ひろばの設置数 25ヶ所	◎	各ひろばにて、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の交流の促進、子育てについての情報提供等を行う場を設けた。	親子でひろばを利用することで、保護者自身が自己肯定感を持ち、こどもと向き合える環境を整え、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に引き続き努める。	子育て支援課	14
50			子育て情報ポータルサイトの運営や子育て情報誌等での情報提供により、子育て支援に関する施策、制度に関する情報を提供します。	ブッシュ通知件数 480,000件／年	ブッシュ通知件数 368,150件/年	○	浜松市の子育て支援制度やサービス、相談窓口などを分かりやすく紹介し、出産・育児に対する不安解消や母子の健康増進を図り、地域で前向きに楽しみながら子育てができるよう、的確な情報発信を行った。 LINEやInstagramなど、子育て世帯の活用するSNSに則した情報発信を行った。	子育て情報ポータルサイトのLINEにおける、マイページ登録者数及びLINEターゲットリーチ数を増やし、登録者の特性に応じた適切なセグメント配信により効率的な情報発信を行う。 LINEのセグメント配信やオープンデータとの連携により、利用者にとって必要な子育て情報の発信ができたと考える。 ウェブブラウザにおけるAI要約が進み、サイトの閲覧数や訪問者数が減少してきているため、適切な子育て情報を利用者へ発信を進めていく。	こども若者政策課	14
51			就労等により昼間保護者がいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。	定員8,281人以上	定員8,304人	◎	市内180か所の放課後児童会において、就労等により昼間保護者がいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供した。 実績値は達成率100.3%と計画通りであるものの、待機児童の解消には至っていない。	前年度から定員が500人以上の増となったが、待機児童数は13人減と微減であり、待機児童の解消には至っていない。 今後も待機児童が発生している児童会を中心に、小学校の余裕教室等を活用した公設民営放課後児童会の開設や、補助事業による民設民営放課後児童会の開設促進などにより、定員拡大を図っていく。	教育総務課	14
52			高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。	総合相談件数 55,700件	総合相談件数 62,494件	◎	地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口として広く市民に周知され、関係機関と連携を図りながら対応した。 ・相談件数：62,494件（R6：58,670件）	多様で複合的な問題を抱えた支援困難ケースが増えており、地域包括支援センターだけでは対応困難なため、会議等を活用し、多機関、多職種と連携協働を図りながら支援を行っていく。	高齢者福祉課	14
53			介護サービスが利用しやすいよう、サービスの情報を広く提供します。	—	—	○	介護サービスの情報については、市内の介護サービス事業所の一覧や、制度を分かりやすく紹介したパンフレットをホームページへ掲載し、周知を行った。 また、スマホ・タブレット等に対応した知りたい地域の介護サービス事業所を探すことのできる「介護サービス情報公表システム（厚生労働省所管）」の普及啓発を行った。	引き続き、介護サービス事業所や介護保険制度の周知、介護サービス情報公表システム（厚生労働省所管）」の普及啓発を行っていく。	介護保険課	14
	4. 労働の場における女性活躍の推進									
		(11)働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援								
54			労働の場における女性活躍を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。【再掲】	①企業セミナー参加者50人 ③各日20名	①企業セミナー参加者217人（延べ数） ②28人、25人	◎	①市内企業を対象とした女性活躍推進セミナー ・実施日：令和7年11月10日（アーカイブ11日間実施） ・講師：寺田朋広氏（株式会社リトワードリンクス 代表取締役社長） ・参加者数：217人（当日85人、アーカイブ132回） ・満足度：96% ②あいホール 働く女性のためのスキルアップ講座 ・実施日：令和7年11月8日、11月22日 ・講師：原田裕見子氏（フリーアナウンサー） ・参加者：28人、25人 ・満足度：100%	引き続き、市内企業に対し、女性が働きやすい環境づくりや女性特有の健康課題対策の重要性を啓発し、さらなる女性活躍を推進するため、企業の意識改革を促進するセミナーを実施する。	UD・男女共同参画課	15

55			市の女性職員や育児休業から復帰する職員の活躍支援のための研修を実施します。【再掲】	—	—	○	女性職員育成のため、仕事のマネジメント力、対人関係能力等を学ぶ研修を開催した。 ■女性職員スキルアップ研修 ・開催日：第1部 令和7年11月4日、第2部 令和7年12月1日 ・対象：38歳以上の女性職員で、主任または副主幹・副技監（希望制） ・講師：外部講師 ・参加者数：30人（R6：28人） ・満足度：4.71点/5点満点（R6:4.75点） ■女性職員キャリアアシスト研修 ・開催日：第1部 令和7年10月28日、第2部 令和7年12月1日 ・対象：入庁3年目以降で、30歳未満の女性職員（希望制） ・講師：外部講師 ・参加者数：34人（R6：32人） ・満足度：4.71点/5点満点（R6:4.69点）	社会情勢の変化や、受講者のニーズに応じた内容へ見直しのうえ、研修内容を一部変更し、今後も継続実施予定。	人事課	15
56			事業所等に社会保険労務士等を派遣し、女性が職場で活躍できる環境づくりを支援します。【再掲】	10社	2社	△	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを支援するため、申請のあった市内事業所に社会保険労務士を派遣し、労働環境等の改善に関する助言を実施。しかし、R7年度は、チラシの配布の廃止等を行ったため、申請が減少した。 派遣回数：5回	ワークライフバランス等推進事業所の募集とともに本事業についても周知し、積極的な利用を促していく。	労働政策課	
57			従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。	浜松市内企業の健康経営優良法人2026認定数 236社	浜松市内企業の健康経営優良法人2026認定数 241社	◎	・協会けんぽ浜松支部と連携した健康経営普及啓発チラシ作成及び配布（R7配布数：22,230部） ・市内企業向け健康経営セミナー実施（R7参加者数：延べ98名） ・浜松市ウエルネス推進協議会参画企業・団体と連携した健康経営支援サービス紹介（R7：31件） ・浜松市ウエルネス推進協議会参画企業・団体うち健康経営部会における企業同士の意見交換（R7：3回） ・浜松市健康経営促進事業費補助金（R7：14件）	・女性が活躍できる職場環境の実現に向けては、女性特有の健康課題に対する職場全体の理解促進が不可欠である。そのため、健康経営に取り組む企業の更なる増加に向け、普及啓発及び支援を継続的に実施する。 ・特に中小企業においては取組が十分に進んでいないことから、補助金等を通じて健康経営に取り組む第一歩を支援するとともに、関係機関や支援事業者と一体的な取組を進め、裾野拡大を目指す。	ウエルネス推進事業本部	15
			(12)女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援							
58			就職に必要な知識の習得やスキル向上の機会を提供し、就職を希望する女性の就労を支援します。	支援女性の就業率：60%	支援女性の就業率：66%	◎	・セミナー等参加者数：延べ344人 ・支援女性実人数：261人、うち173人が就業 ・支援女性の就業率：66%	就職を希望する女性等のニーズに合った支援やスキルアップ講座の提供を行い、支援女性の就職促進を図る。	労働政策課	15
59			住民に身近な会場で就職や保育に関する情報提供や個別相談を行う「ママの働くための出張講座」事業を実施し、女性の再就職を支援します。	市内7か所	市内7か所	◎	マザーズハローワーク浜松と連携し、住民に身近な区役所等を会場に、母親向けに就労準備のための情報提供を行う説明会「ママの働くための出張講座（現：「働きたいママ両立応援講座）」」を各区で開催した。	産後の母親の社会復帰を支援するため、今後も、ハローワークと連携して説明会を開催すると共に、広報等を活用して情報発信に努める。	子育て支援課	15
60			起業や新事業展開支援の総合窓口として「はままつ起業家カフェ」を運営し、女性の起業を支援します。	女性起業家延べ数（起業家カフェ）360人	女性起業家延べ数（起業家カフェ）378人	◎	女性相談員による相談対応に加え、相談室内にキッズスペースを常設し、気軽に相談できる環境を整えている。また、市内の各創業支援機関と連携を図りながら、「女性対象の創業スクール」へ誘導するなど、伴走型の創業支援を実施することで女性起業家数の増加につながり、目標を達成した。	働く女性も仕事帰りに利用しやすいよう、引き続き、開館時間の延長や土曜日開館を実施するほか、市内の各創業支援機関と連携を図っていく。また、相談者の希望に応じ、「女性相談員による相談対応」や常設したキッズスペースの活用により女性起業家数の増加を図りたい。	産業振興課	15
			(13)農林水産業等における女性の参画促進							
61			家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営をめざすため、家族経営協定の締結を促します。	300件	317件	◎	窓口をはじめ、電話やメールにおける相談対応等において、協定締結により関連制度の活用等のメリットを伝え、制度の周知と締結促進を図った。	今後も労働の場における女性活躍の推進や担い手育成、農業経営の体質強化により魅力ある農業を目指していきたい。	農業振興課	15

62			障がい者や高齢者、女性等多様な担い手の農業参画機会の創出と農業の活性化を図るため、モデル事業の調査・研究、普及啓発等を行います。	700	928	◎	令和7年度は、日本農福連携協会との共催で全国の先進事例が集まる「農福連携全国フォーラム2025inはままつ」を開催した。 全国規模のシンポジウムとして開催したことで、より多くの方々に参加いただき、浜松の取り組みを全国に発信することができた。	障がい者を中心とした取り組みから、高齢者、女性等、社会的支援を必要とする多様な者を対象とした取り組みへと発展させ、調査・研究を推進するとともに、シンポジウムの開催等を通じて普及啓発を進める。	農業水産課	15
			(14)労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発							
63			職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向け、企業等が企画する学習会に講師を派遣します。【再掲】	こらぼ講座 回数：35回 (全体)	全体 43回 (うちハラスメントテーマ 開催 17回)	◎	市民団体（自治会・PTA・学校・職場等）が主体的に開催する学習会に市民講師（男女共同参画アドバイザー）を派遣するこらぼ講座を実施した。 ・開催回数：全体43回（R6：37回） →ハラスメントテーマ開催 17回（R6：9回） ・参加者数：全体3,199人（R6：2,536人） →ハラスメントテーマ参加者数 614人（R6：311人）	R7は、企業からのハラスメント防止講座への申込が大幅増加したが、すべてに講師派遣することができ、職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向けた意識づくりに貢献できたと考える。	UD・男女共同参画課	15
64			市の組織において、ハラスメント等のない職場環境づくりのため、職場における相談員を育成します。	—	—	○	相談員育成のため、ハラスメント等相談員の役割、相談の進め方等を学ぶ研修を開催した。 ・開催日：令和7年6月26日 ・対象：セクシュアル・ハラスメント等相談員のうち研修未受講の職員及び前回受講から3年経過した職員 ・講師：外部講師 ・参加者数：36人（R6：32人） ・満足度：4.61点/5点満点（R6:4.25点）	社会情勢の変化や、受講者のニーズに応じた内容を検討し、今後も継続実施予定している。	人事課	15
65			誰もが働きやすい職場環境をつくるため、労働関連制度等について、浜松就職・転職ナビJOBはま！を活用して周知啓発を行います。	—	—	○	浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」において、最低賃金の改正やハラスメント対策等の情報について、周知を行った。	引き続き、浜松就職・転職ナビ「JOBはま！」にて、誰もが働きやすい職場環境を整えられるよう、情報の周知を行っていく。	労働政策課	15
66			労働条件に関する問題や働く上での疑問や問題点について専門家による相談を実施します。	相談件数 100件 (毎年)	相談件数 148件	◎	労働に関する様々な相談に対し、社会保険労務士が電話により解決に向けた支援を行う。 相談件数が目標を超えるものとなった。	引き続き、社会保険労務士による無料電話相談を実施し、多くの市民が有効に活用できるよう努める。	労働政策課	15
			5：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援							
			(15)生涯を通じたこころと体の健康支援							
67			疾病の早期発見・早期治療を目的に、乳がん・子宮頸がん検診等の受診率の向上に向けた取組を実施します。	①子宮頸がん 検診：45% ②乳がん検 診：45%	①子宮頸がん 検診：41.9% ②乳がん検 診：41.4%	○	・企業、大学と連携し、イベント等での啓発活動を実施した。また、市公式LINE「浜松市がん検診」においてプッシュ通知の配信及びインセンティブ事業の実施等の受診勧奨、周知啓発を行った。（友だち登録者数：R6末7,205人→R7末11,160人） ・勧奨通知・再勧奨通知の送付、休日検診の実施等の受診率向上対策を行った。 ・新規の啓発事業として、ピンクリボン月間（10月）にシールとポスターを作成し、協賛企業及び庁内（健康福祉部）へ配布した。 ・受診率向上を目的として各種啓発活動を実施したが、受診率が伸び悩み目標受診率を下回った。 【子宮頸がん検診】41.9%（R6：42.1%） 【乳がん検診】41.4%（R6:42.4%）	・健康に関心の低い世代や検診未受診者等への周知・勧奨のため、市公式LINEにおいて学生の意見も積極的に取り入れたり、インセンティブ事業の開始時期を早めたりする等、LINEやSNSでの情報発信を強化していく。 ・引き続き、過去5年未受診者又は無料クーポン未利用者に対してナッジ理論を活用した再勧奨通知を送付する等、検診の受診率向上を図る。また、ショッピングモールで休日検診を開催することで、受診の利便性を高めていく。	健康増進課	17
68			エイズ等について、予防のための啓発活動を実施します。	レッドリボン 掲載資料配布 数：3,000部	レッドリボン 掲載資料配布 数：6,504部	◎	広く市民に対し、エイズの正しい知識の普及・啓発を図った。 ①エイズ一般啓発事業：各区役所、大学等での検査案内やパンフレットを配架 ②世界エイズデー（12月1日）に合わせたキャンペーン実施、啓発物資の配送配架	今後も継続してエイズの正しい知識の普及・啓発を図る。	生活衛生課	17

69			性感染症検査（H I V・梅毒）を実施するとともに、相談に応じます。	検査予定数： H I V 420件 梅毒420件	検査数： H I V 511件 梅毒499件	◎	HIV・梅毒の検査を予約制で実施。 相談件数…HIV：63件（R6：108件）、ウイルス性肝炎（C型肝炎含む）：163件（R6：106件）	引き続き、HIV・梅毒の検査及び関連する相談対応を実施していく。	生活衛生課	17		
70			関係機関が連携する「自殺対策連携会議」を開催し、自殺対策の総合的な推進を図ります。	開催回数 1回	開催回数 1回	◎	自殺対策連携会議を開催し、自殺対策の総合的な推進を図った。 ・委員：庁内関係課19課、外部機関12団体 ・開催回数：年1回 ・内容：浜松市の自殺の状況、浜松市自殺対策関連事業の実績・計画について ほか	・引き続き関係機関が連携する自殺対策連携会議を開催し、自殺対策の総合的な推進を図る。 ・令和10年度に策定予定の第五次自殺対策推進計画に向けて審議をしていく。	健康医療課	37		
71			悩みを抱える人の相談や普及啓発事業等を行い、自殺対策の推進を図ります。	作成部数 1,200部	作成部数 500部	△	・手紙専用便箋の作成部数 500部 ・メッセージ等募集 市内198施設 ・小冊子作成 600部 ・ラジオ放送 24回	・引き続き手紙専用便箋の作成と配架を継続し、市民からの相談を受け付ける。 ・市民から届いた「いのち」に関するメッセージを発信し、自殺対策の推進を図る。	健康医療課 精神保健福祉センター	37		
			(16)健康課題に関する理解促進と支援									
72			市職員を対象に、職域における生理や女性特有の健康課題に関する知識の希薄さを解消し、働きやすい職場環境づくりを促進するための研修等を実施します。	満足度 91.8%	満足度 97.9%	◎	市職員を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ研修を実施。 ・実施日：令和8年1月20日 ・対象者：グループ長及び施設の長級の職員（各課 1 名以上） ・講師：丸紅株式会社フェムテック担当部長/株式会社 L I F E M 取締役 野村優美氏 ・参加者数：142人（R6：27人※WS形式） ・満足度：97.9%（R6：100%）	R7年度はグループ長及び施設の長級の職員を対象に研修を実施し、女性特有の健康課題における全庁的な理解を促進することができた。 今後も、職場における女性特有の健康課題の解決と理解促進のため、引き続き職員を対象とした研修を行う。	UD・男女共同参画課	17		
73	市民や学校、企業等を対象に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発のためのイベントや出前講座、人材育成等を実施します。	満足度 91.8%	満足度 (平均) 95.4%	◎	あいホールにおいて、市民や学校、企業を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ研修を実施。 ①講座…学校・企業等を対象とした啓発講座 ・開催回数：3回（R6：3回） ・参加者：147人（R6：88人） ・満足度：93.8%（平均） ②はままつミモザ・ピア・アクティビスト養成講座 ・開催日：令和8年3月7日 ・内容：若者の「生理」やリプロに関する意識向上や理解促進を目的とした啓発と人材育成 ・参加者数：5人（R6：16人） ・満足度：100% ①②講座満足度平均：95.4% ③啓発イベント ・開催回数：3か所（R6：2か所）（杏林堂ベビーフェスタ2025、浜松開誠館中学校高等学校、静岡文化芸術大学）	講座やイベントのアンケートでは高い満足度を得ているため、引き続き市民や学校、企業等を対象としたイベントや講座等を開催するとともに、女性特有の健康課題に関する理解促進のための施策を実施していく。	UD・男女共同参画課	17				
74	女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。	—	—	○	市HPにおいて、各種相談窓口を集約したページを掲載するとともに、「女性に選ばれるまちプロジェクト」の事業情報をまとめた専用ページを新設し、市民への情報発信を強化した。	社会情勢の変化や市民ニーズに応じて掲載内容を随時見直すとともに、より多くの方に情報が届くよう工夫した情報発信に取り組む。	UD・男女共同参画課	17				
75	女性が生理用品を取得しやすい環境づくり（生理用ナプキンディスペンサー設置等）に取り組めます。	利用者満足度 80%以上	利用者満足度 94%	◎	市内公共施設17施設に生理用ナプキンディスペンサーを設置し、市内全域で急な生理の際に生理用品の取得が容易な環境を整備した。 ・利用枚数：34,497枚	生理用ナプキンディスペンサーのメンテナンス、補充等を行い、必要な時に生理用品を手に入られる環境を引き続き整備していく。	UD・男女共同参画課	17				

76			従業員等のヘルスリテラシーの向上や健康に働くことができる環境づくりに取り組む健康経営優良認定法人数の増加を目指し、官民連携による健康経営啓発事業等を実施します。【再掲】	浜松市内企業の健康経営優良法人2026認定数 236社	浜松市内企業の健康経営優良法人2026認定数 241社	◎	・協会けんぽ浜松支部と連携した健康経営普及啓発チラシ作成及び配布（R7配布数：22,230部） ・市内企業向け健康経営セミナー実施（R7参加者数：延べ98名） ・浜松市ウエルネス推進協議会参画企業・団体と連携した健康経営支援サービス紹介（R7：31件） ・浜松市ウエルネス推進協議会参画企業・団体うち健康経営部会における企業同士の意見交換（R7：3回） ・浜松市健康経営促進事業費補助金（R7：14件）	・女性が活躍できる職場環境の実現に向けては、女性特有の健康課題に対する職場全体の理解促進が不可欠である。そのため、健康経営に取り組む企業の更なる増加に向け、普及啓発及び支援を継続的に実施する。 ・特に中小企業においては取組が十分に進んでいないことから、補助金等を通じて健康経営に取り組む第一歩を支援するとともに、関係機関や支援事業者と一体的な取組を進め、裾野拡大を目指す。	ウエルネス推進事業本部	17
77			相談者の健康増進を支援するため、健康に関する個別の相談に応じます。	236回 1293人	172回 5457人	◎	・成人健康相談：109回、468人（R6：105回、507人） ・禁煙相談：2回、2人（R6:2回、3人） ・地域健康相談：61回、4,987人（R6:35回、3,211人） 回数目標は以下だが、地域に出向いて行う地域健康相談の集客を工夫し、参加人数は大幅増となった。	・成人健康相談（来所相談）は今後も継続し、ちらしや広報はままつにより広く市民に周知することで、個別相談のニーズに応えていく。 ・地域健康相談（イベント等出張型相談）では、健康に対する関心が低い層等へアプローチできる機会のため、媒体等を活用し、より多くの市民に働きかけていく。	健康増進課	17
78			女性の各ライフステージの相談や予期せぬ妊娠、不妊、望まない妊娠（性的同意のない性行為によるものも含む）等の相談に、専用ダイヤル及びメールで助産師・保健師が対応します。	—	相談件数 813件	○	はままつ女性の健康相談（妊娠SOS含む） 813件（R6：685件） 女性の各ライフステージの相談や望まない妊娠、不妊等の相談に、専用ダイヤル・メールで助産師・保健師が対応した。 市民からの相談内容は多岐にわたっており、様々な相談の機会を設けることで、支援が必要な対象者を早期把握し必要なサービスや情報提供により問題解決につながった。 妊娠期からの児童虐待防止対策として「妊娠SOS相談」を実施しており、児童虐待防止の一助となっている。	予定どおり実施ができた。 今後も女性の健康全般に関する相談に応じるとともに、妊娠・出産・育児等について悩みを抱える者に対し、的確な情報の提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊産婦の孤立化、児童虐待発生、深刻化予防を図る。	健康増進課	17
79			各こども家庭センターで保健師・助産師が親子（母子）健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	—	親子（母子）健康手帳交付数 4,681件 妊産婦個人指導数 4,632件	○	親子（母子）健康手帳交付 4,681件数（R6:4,643件） 妊産婦個人指導数 4,632件（R6:4,590件） 親子（母子）健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、個別の相談に応じるとともに、必要時、児童福祉等と連携することで、切れ目のない支援を行った。 はますくノートを活用し、妊娠期から子育て期までの健診や講座等の情報を提供したほか、妊婦自身のセルフプランを支援した。	目標どおり実施ができた。 引き続き、妊婦や夫（パートナー）が心身ともに安定した妊娠期間を過ごし、健やかな子を産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を行う。	健康増進課	17
80			男性が抱える家庭や仕事の悩みごと等について、男性相談員による相談を行います。	—	・電話相談：166件 ・面接相談：1件	○	・電話相談：毎週木曜日（18時～20時）、第2・4日曜日（18時～20時） ・面接相談：第4日曜日（18時～20時） ・電話相談：166件 ・面接相談：1件	男性が抱える悩みごとについて男性相談員と電話相談・面接相談が行えるよう、継続して実施していく。	UD・男女共同参画課	17
81			様々な相談事業の情報を集約し、利用しやすい情報提供を行います。	19,000部	19,000部	◎	関係機関に「浜松市の相談機関一覧表」を配架依頼し、市民に情報提供を行った。 ・作成部数：19,000部 ・配布先：庁内関係課、公共施設、外部関係機関等	引き続き様々な相談事業の情報を集約し、利用しやすい情報提供を行う。	健康医療課	17
82			様々なこころの悩みについての電話相談を行います。	2,600件	2,538件	○	「こころのほっとライン」として土日祝を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで相談専用電話窓口を設置した。どこに相談したらいいかわからない時、話して気持ちを整理したい時などに利用していただき、心が少しでも軽くなるよう一緒に考えたり、必要な情報を提供するなど、市民の精神的健康の保持・増進を図った。	・引き続き電話相談を継続し、多様化、複雑化している相談ニーズに対応できるよう相談員のスキルアップを図っていく。 ・限られた開設時間の中で、より多くの人の相談に対応できるよう体制を維持するとともに、困難事例に対しては、組織として対応を検討する場を設けるなど、相談員へのフォローアップもしていく。	精神保健福祉センター	17

83			不妊に悩む方への不妊治療（先進医療費）を支援します。	—	—	○	不妊治療（先進医療費）623件（R6：475件） 不妊に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施された「先進医療」にかかる費用の一部を助成した。（男性不妊含む）	今後も、子どもを持ちたいと希望する方が経済的理由で選択肢を狭めることが無いよう、医師面談での相談支援の実施とともに周知啓発を進めていく。	健康増進課	17
84			妊婦の安全な分娩と妊娠・出産にかかる経済的不安の解消及び産婦の産後うつや虐待予防等のため、妊婦・産婦に対して健康診査を行います。	妊婦健康診査 受診率 100% (毎年)	妊婦健康診査 受診率 98.9%	○	妊産婦の健康管理の向上と費用負担の軽減を図るため、妊婦健康診査は、健診16回、超音波検査4回、血液検査2回・GBS検査1回及び多胎健診5回に対し助成を行った。また、産婦健康診査は、産後2週間及び1か月に実施する健診に対して助成を行った。また、支援の必要な妊産婦について、健診実施委託医療機関と随時連携しながら地域での支援につなげた。 ・R7妊婦健康診査 初回受診者：99.4%(4,550人) ・R7妊婦健康診査 第2回受診者：98.3%(4,448人)	妊娠の継続状況により、100%には至らないが、概ね達成できた。 引き続き、妊娠期の心身の不安の解消及び産後に起こりやすい心身の不調に対し、早期に支援につなげられるよう、妊産婦健康診査の受診率向上と、健診実施委託医療機関との連携を強化し妊産婦の支援体制を強化する。	健康増進課	17
85			妊婦や子育て家庭の不安や負担軽減のため、家事・育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行います。	—	利用実人数 339人 利用時間 6,662時間	○	家事・子育て等に不安や負担を抱えている妊婦や子育て家庭を対象にヘルパーが訪問し、家事の手伝いや育児相談にのる事業。 中山間地域へ利用拡大を実施することで利用者が増加している。（合計可能時間数→150時間まで） 利用実人数339人、利用時間6,662h（家事支援3,003h、育児相談1,536h、家事・育児2,123h） 【R6】利用実人数303人、利用時間6,332h（家事支援2,462h、育児相談1,126h、家事・育児2,744h）	事業の周知や申請方法の理解度向上に努め、適切な支援を進めていく。	子育て支援課	17
(17)性を正しく理解するための啓発と相談										
86			中学生から大学生、企業に勤める若者を対象に、性や健康づくり等について正しく理解し、将来のライフプランをふまえた健康づくりを実践できるよう、未来の自分を考える講座を実施します。	—	開催回数 14回 参加者数 1,738人	○	大学等と連携して青年期の男女を対象に講座を実施し、妊娠出産に対する正しい知識の普及啓発を図った。出前講座の1講座として周知を図っている。 ・開催回数：14回（R6：13回）・参加者数：1,738人（R6：1,210人）	目標どおり実施ができた。 今後も出前講座として依頼を受けていく。 また、これから親としての役割を担う青年期の男女に対し、プレコンセプションケアの推進として、「生殖教育」「性感染症予防」や「望まない妊娠」「避妊」など正しい知識の提供や健康的なからだやこころに繋がる生活習慣や食生活等の周知啓発を実施する。	健康増進課	17
87			中学2年生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に教室を実施します。	思春期教室アンケートにより、講話を理解できたと回答する者の割合 90%	思春期教室アンケートにより、講話を理解できたと回答する者の割合 95.5%	◎	思春期教室56校 6,523人（R6：56校 6,445人） 中学2年生に対して性に関する正しい知識を提供し、次世代を担う若者の健康障害や望まない妊娠を防止するための教育を行った。	目標を達成できた。 今後も各学校の状況に応じ、感染防止対策のみならず、熱中症対策を講じたりリモートでの講義を併用した事業実施を継続していく。 今後はテキストの改訂を予定しており、妊娠・出産の正しい知識の普及啓発のみならず、包括的性教育の内容を盛り込んだものにしていく。	健康増進課	17
88			高校生を対象に、性に関する正しい知識等を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に講座を実施します。	—	10校12回 1,499人	○	市内高等学校10校12回1,499人（R6：10校13回1,412人）の高校生（定時制、特別支援学校高等部含む）に対し、各学校の生徒の状況（交友関係の状況、家庭背景や性格・発達特性）に合わせた性教育を実施した。	予定どおり実施できた。 将来親になる世代である高校生に対し、性教育や性に関する健康問題、正しい知識を学ぶ機会として、学校からの依頼を受け、実施を継続する。 また、妊娠出産に適した年齢（妊孕性）、妊娠・出産の正しい知識の普及啓発を行う。	健康増進課	17

89			こどもたちが性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないよう、性暴力の誤った認識や行動、影響などを正しく理解し、生命の大切さや、相手・自分・一人ひとりを尊重することを学ぶための教育及び啓発を推進します。	—	—	○	（教育センター・健康安全課） ・初任研修の校内研修において、１３８人を対象に「人権教育」や「男女共同参画」についての研修を実施し、理解を深めた。 ・養護教諭研修では、性に関する指導について、小中学校の学習指導要領に基づいた指導上の留意事項について確認を行い、理解を深めた。 （指導課） ・小中学校保護者向けメーリングリスト「さくら連絡網」を活用して、県教委、静岡市教委及び県警と共同制作した啓発リーフレットを配布、周知した。	（教育センター・健康安全課） ・教職員の研修の中で、性に関する正しい理解に向けた研修を実施していく。 （指導課） ・引き続き、さくら連絡網を活用して必要な情報提供を通じた周知啓発を実施する。	教育センター 指導課 健康安全課	17
90			男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	—	・電話相談：1,535件 ・面接相談：58件	○	・電話相談：毎週火・水・木・土曜日（10時～16時）、毎週水・土曜日（18時～20時） ・面接相談：毎週火・水・土曜日（10時～16時）、毎週水曜日（18時～20時） ・電話相談：1,535件 面接相談：58件	相談者の性別を限定せず、幅広い内容の悩みごとに関する電話相談・面接相談が行えるよう、継続して実施していく。	UD・男女共同参画課	17
(18)性の多様性の理解促進										
91			市民を対象に、人権問題として性の多様性の理解を促進するための講座等を開催します。	—	—	○	【1】様々な人権問題をテーマに市立幼稚園、小・中学校のPTAを対象とした地域ふれあい講座を実施した。 ・開催回数 13回 ・参加者数 基本学習（各校・園より1名） 196人（R6:199人） 発展学習（希望者） 121人（R6:127人） ・アンケート満足度 基本学習 95.4%（R6:94.9%） 発展学習 95.8%（R6:92.9%） ・演題：「生まれてきてくれてありがとう～性的マイノリティ、HIV～」 ・講師：鈴木恵子 氏（認定NPO法人魅惑的倶楽部理事長） 【2】市民及び在勤者を対象とした人権いきいき市民講座を実施した。 ・アンケート満足度：98.2%（R6:実績なし） ・演題：「大畑智矢×自分史『同性を愛すること』」 ・講師：大畑智矢 氏（にじいろ安場in浜松 代表）	・市民の性の多様性に関する正しい知識の定着と理解の促進を図るため、引き続き実施していく。 ・講座の開催方法について、対面形式のみならずオンライン形式を並行するなど、より多くの市民が参加できる環境整備をする必要がある。	福祉総務課 （人権啓発センター）	17
92			市職員を対象に、性の多様性など、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるための研修を行います。	—	—	○	【1】・第一回人権教育指導者研修会 対象者：市立小・中学校人権教育担当者 演題：「ちがいを認め、共に生きる社会の実現を支えるもの」 講師：鎌塚優子 氏（：静岡大学教育学部長・大学院教育学研究科長） 参加者数：129人（R6：160人） ・第二回人権教育指導者研修会 対象者：市立幼稚園長、小・中学校長、人権擁護委員 演題：「子どもの心を育てよう！」 講師：湯浅正太 氏（一般社団法人Yukuri—te代表理事・イズファミリークリニック本八幡 院長）、参加者数：185人（R6：220人） ・第三回人権教育指導者研修会 対象者：市職員（人権啓発推進員）、演題：「ハラスメントとその対策」、講師：松林三樹夫 氏（松林カウンセリングルーム 産業カウンセラー・心理カウンセラー）、参加者数：154人（R6：154人） 【2】人権啓発センター職員による講演を録画し、動画視聴形式で行った。 ・市職員新規採用者研修 122人（R6：145人） ・教職員新規採用者研修 138人（R6：144人） ・新任課長補佐級研修 91人（R6:90人） ・新任監督者級研修 98人（R6:44人）	・市職員の人権意識の向上を図るため、引き続き実施していく。 ・講座を動画視聴形式としたことで、受講者が時間に制約されず参加できるようになった。一方で、受講者より「動画視聴だと質問がしにくい」との声もあったため、開催方法について適宜見直しを行っていく必要がある。	福祉総務課 （人権啓発センター）	17

93			市職員における性の多様性の理解促進を図るため、「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」等による啓発を行います。	—	—	○	「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」を職員へ周知するとともに、民間企業等の参考になるよう市ホームページに掲載した。	現行の「多様な性への理解を深め行動するための職員ハンドブック」がR3年12月作成であるため、掲載内容の見直しが必要な情報が生じており、内容を更新していく。 また、市民・民間企業等へ理解促進を図る啓発資料が無いことから、作成を検討する。	UD・男女共同参画課 ほか関係各課	17
94			パートナーシップ宣誓をした宣誓者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付し、性の多様性の理解促進を図ります。	—	—	○	●パートナーシップ宣誓制度の宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証及びカードを交付した。 ・宣誓受付件数：R7 26組（R6 22組） 累計137組（令和8年3月末） ●宣誓制度5周年を記念した啓発イベントの開催により、多様な性への理解促進を図った。 ・名称：浜松市パートナーシップ宣誓制度5周年記念パネルディスカッション ・日時：令和8年2月8日（日）13：30～15：30 ・会場：はまこら（浜松市市民協働センター）（ウェビナー配信実施） ・参加者数：28人 ・アンケート満足度：87.5%（「大変良かった／良かった」回答率） ●広報はままつ3月号の特集ページに、本制度の概要や利用者の声を掲載し、市民への周知を図った。	当事者から、ファミリーシップ制度への拡充やオンライン受付の導入について要望があることから、より利便性の高い制度への見直しを検討する。	UD・男女共同参画課	17
95			性的マイノリティの児童・生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーの理解を深めます。	1	1	◎	年間で5回行われる「SC研修会」の中で、LGBTQに関する事例を扱った研修を実施した。	性的マイノリティの児童・生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーを対象とした研修を、年1回実施(主題目以外の場合も含む)し、理解を深める。	教育支援課 教育センター	17
6. 生活に困難を抱える人への支援										
		(19)ひとり親家庭等の自立支援								
96			ひとり親家庭などへ福祉資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の向上を図ります。	—	母子父子寡婦福祉資金貸付件数 175件	○	主に子の進学や修学などの費用面で経済的に負担が大きい母子家庭などの親へ福祉資金を貸付することにより、経済的負担を軽減し、経済的自立及び生活意欲の向上に寄与することができた。 ・貸付件数：175件（R6：188件）	引き続き、母子家庭などに対し、福祉資金の貸付事業を実施していく。	子育て支援課	19
97			母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座に要する経費等を補助します。	補助件数 38件	補助件数 42件	◎	准看護師や看護師等の資格取得するための各種講座に要する経費等を補助することで、母子・父子家庭の親が資格を取得し、就職につなげることができた。 ・補助件数：42件（R6：39件）	引き続き、母子・父子家庭の親に対し、資格を取得するための各種講座に要する経費等を補助し、就職などにつなげていく。 また、チラシ等によりひとり親支援制度を周知していく。	子育て支援課	16
98			ひとり親家庭の経済的困窮の解消を図るため、養育費の取決め及び未払い養育費確保に要する費用を助成します。	助成件数 45件	助成件数 61件	◎	離婚等により、ひとり親となった家庭へ支払われるべき子どもの養育費確保を支援（取決め費用等の助成）し、経済的困窮の解消に寄与することができた。 ・助成件数：61件（R6:65件）	引き続き、制度の周知に努め、養育費取決め及び確保の支援を実施していく。	子育て支援課	19
99			ひとり親家庭など経済的事情により食糧支援が必要な子育て家庭に対して、食料品や生活用品（生理用品を含む）を無償で提供するとともに、困りごとの相談に応じ支援制度などの情報提供を行います。	配布会 年12回	配布会 年12回	◎	NPO法人等を6団体公募し、1団体あたり年2回配付会を実施。延べ12回の配付会の中で合計1,723世帯に対して、食料品等を配付することができた。（R6:1,694世帯）	物価高騰の影響を考慮し、配付物の単価を増額する。引き続き、食品等の配付にあわせて、個別相談や子育て情報の提供を行い、子育て家庭の孤立防止に努めていく。	子育て支援課	19
100			ひとり親家庭等に対し、各種生活支援講習会を開催するとともに、講習後に悩みごと相談会を実施するなど、交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図ります。	—	・悩み事相談を毎月第2日曜に実施 ・生活支援講習会等を年10回開催	○	ひとり親家庭等に対し、各種生活支援講習会を開催するとともに、講習後に悩みごと相談会を実施するなど、交流・情報交換の機会を設け、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図ることができた。	引き続き、制度の周知に努め、ひとり親家庭等の孤立化の防止を図っていく。	子育て支援課	19

101			ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）において就業相談、就業情報提供、職業紹介、各種給付金や手当等の情報提供や支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	—	就職件数 21件 相談件数 3,077件	○	ひとり親家庭は、子育てや複雑な家庭環境の影響で就業につみにくい場合があるため、就業以外の家庭環境の問題解決を図りながら就業に結びつけていく支援を実施した。 あわせて、求人開拓も実施しており、ひとり親家庭の状況を理解した事業所からの求人情報を提供することで、ニーズに合った就業につなげた。 ・ひとり親サポートセンター西部支所利用者の就職件数：21件（R6：11件） ・ひとり親サポートセンター西部支所の相談件数：3,077件（R6：2,852件）	引き続き、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活相談や養育費の取決めなどの専門相談を実施することによりひとり親家庭等の自立促進と生活の安定を図るための支援を継続していく。	子育て支援課	19
102			若者（15歳～39歳）とその家族から相談を受け付け、助言、適切な支援機関等の紹介及び次の一歩を踏み出すために必要な支援を提供します。	わかばプラス の相談実績 1,200件	わかばプラス の相談実績 1,835件	◎	①電話、面接、オンライン等の手段を用意し、若者本人が相談しやすい環境を提供 ・若者本人からの相談は、新規相談（288件）の45％（昨年度44％） ②助言等では不安や悩みの整理が困難な相談対象者に対する伴走型の支援の実施 ・継続的な支援対象者（326人）に対し、電話、面談、訪問等1,547回実施（同510回） ・伴走型の支援により問題の解決、改善が見られた対象は57％（同44％） ③若者等とつながり、安心して困りごと等を話せる関係を作るため、居場所を提供 ・居場所を21回提供し、374人が利用（同1回、7人） ※わかばプラスは昨年度10月開設のため、昨年度実績は半年分	今後も継続して窓口の周知広報に努めるとともに、若者等の相談に応じ、必要な情報提供や伴走型の支援、安全で安心できる居場所の提供により、若者の自立、成長を支えていく。	こども若者政策課（青少年育成センター）	19
(20)生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援										
103			次世代へ生活上の様々な困難が連鎖しないよう、支援を必要とするこどもを対象に学習機会を提供し、進学意欲や職業意識を醸成します。	—	—	○	【福祉総務課】 生活保護受給世帯等の中学3年生に対して進路相談・生活相談会を開催し、高校進学を支援するとともに、職場見学や職業体験会の開催によるキャリア形成支援を実施した。 ・参加者数：延べ165人（R6：76人）・開催数：124回（R6:98回） 【子育て支援課】 令和7年度より対象を高校生までに拡充し、小学4年生から高校3年生までの生徒を対象に週1回程度学習支援を実施した。学習教室は会場単位で設定し、実施団体を公募により選定している。 ・27会場（10団体）を選定した（R6：27会場（10団体））	【福祉総務課】 生活困窮者に向けた支援として、主に生活保護受給世帯のキャリア形成に特化した支援を続けていく。 【子育て支援課】 引き続き学習教室を実施し、学習習慣の定着や居場所づくりを実施していく。	福祉総務課 子育て支援課	19
104			生活自立相談支援センター「つながり」において、生活上の様々な困難に関する相談を総合的に受け付け、相談者の課題解決に向けた支援を行います。	—	—	○	拠点相談窓口を中央区及び浜名区に設置し、対象者の生活圏に密着した幅広い相談受付体制を構築した。また、相談に応じた適切な関係機関へのつなぎや、複合的な課題を抱える方に対する伴走支援（支援計画策定）を実施した。 ・新規相談件数：1,216件（R6:1,108件）	引き続き、相談者の困窮状態からの早期脱却に向けた支援を続けて育けていく。	福祉総務課	19
105			市民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて重層的なセーフティネットを整備するため、重層的支援体制整備事業により「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。	①— ②30件 ③540カ所	①— ②16件 ③558カ所	○	①アンケート未実施年度のため評価なし。 ②については目標値の半数ほどの実績であったが、③については目標値を上回る実績をあげており、属性を問わない相談支援体制及び地域に根差した生活支援サービス提供体制の促進に寄与していると評価できるため。	社会的孤立や制度の狭間にある人への支援等、地域社会の課題が複雑化する中、個別の支援と地域に対する支援の両面により、属性を問わない相談支援体制及び地域に根差した生活支援サービス提供体制構築の促進のため、継続していく。	福祉総務課	19
106	ニート等の若者の職業的自立支援のため、若年無業者等に対し、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、就労などの進路に結びつけます。	相談件数 2,500件	相談件数 2,799件	◎	キャリア心理相談やステップアップ相談などの相談に対応し、就労支援を行った。 相談件数：2,799件	相談があったものに対して、就職につなげていけるよう、相談内容に応じた支援を継続していく。	労働政策課	19		

		(21)女性であることで複合的な困難を抱える人への支援							
107		女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が応じます。	—	—	○	各こども家庭センターに女性相談支援員を配置し、配偶者等からの暴力や家庭内のもめごと、日常生活での悩みごと等関する内容について相談対応を行った。 ・相談件数：926件（R6：853件）	引き続き、各こども家庭センターに女性相談支援員を配置し、配偶者等からの暴力や家庭内のもめごと、日常生活での悩み事などに関する内容について相談対応を行う。	子育て支援課	19
108		離婚やDV等、様々な問題を抱える女性を支援するため、女性の弁護士による法律相談を行います。	—	142件	◎	・毎月第2・4木曜日（12時半～16時） ・142件	離婚やDV等、様々な問題を抱える女性を支援するため、女性弁護士による法律相談を継続して実施していく。	UD・男女共同参画課	19
109		女性が必要とする相談窓口や支援制度等に関する情報を集約し、情報発信します。【再掲】	—	—	○	市HPにおいて、各種相談窓口を集約したページを掲載するとともに、「女性に選ばれるまちプロジェクト」の事業情報をまとめた専用ページを新設し、市民への情報発信を強化した。	社会情勢の変化や市民ニーズに応じて掲載内容を随時見直すとともに、より多くの方に情報が届くよう工夫した情報発信に取り組む。	UD・男女共同参画課	19
110		各関係機関等が相互に連携し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。	代表者会議1回 実務者会議1回	代表者会議1回 実務者会議1回	◎	困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議、実務者会議）を開催し、課題の共有及び支援体制について関係機関の連携を図った。	引き続き、困難な問題を抱える女性支援調整会議を実施し、よりよい支援体制について協議していく。	子育て支援課	19
111		高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげます。【再掲】	総合相談件数 55,700件	総合相談件数 62,494件	◎	地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口として広く市民に周知され、関係機関と連携を図りながら対応した。 ・相談件数：62,494件（R6：58,670件）	多様で複合的な問題を抱えた支援困難ケースが増えており、地域包括支援センターだけでは対応困難なため、会議等を活用し、多機関、多職種と連携協働を図りながら支援を行っていく。	高齢者福祉課	19
112		障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援を行います。	相談件数 37,528件	相談件数 42,473件	◎	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うことができた。 ・相談件数：R7：42,473件（R6:37,672件）	障がい者等からの相談・対応業務の増加に対応し、相談支援体制を強化するための体制づくりに取り組む多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図る。	障害保健福祉課	19
113		多文化共生センターにおいて、相談業務等を実施するほか、自治会や外国人支援団体との連携により生活支援を行います。	266	280	◎	外国人市民の抱える課題やニーズを継続的に把握・共有できるスキーム構築を進め、より効率的かつ効果的に課題解決に向けて取り組むため、企業や団体、自治会などとの連携・協働を実施するもの。	連携・協働団体数については、着実な目標達成は継続するとともに、構築されたネットワークの質を高め、維持する必要がある。	国際課	19
114		市民サービスの向上を目的として、高齢者や障がい者、外国人等に対して適切に対応するスキルを習得するための研修会を開催します。	1回	1回	◎	【令和7年度 ユニバーサルサービス研修】 日時：令和8年1月30日（金）13：30～15：30 会場：浜松市市民協働センター 内容：障害者差別解消法について、ユニバーサルサービスとは、車いす・アイマス ク体験実習 参加者数：27人 ・アンケート満足度：100%（「役に立つと思う」回答率）	窓口担当職員や指定管理施設の職員は毎年入れ替わりが生じるため、来年度以降も引き続き実施する。	UD・男女共同参画課	19

7：ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶								
(22)DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信								
115	市民を対象に女性の人権をテーマとした講座等を実施します。	—	—	○	ハローワーク浜松管内事業所の公正採用選考人権啓発推進員・人事担当者を対象に、ハローワーク浜松と共催で人権啓発オピニオンリーダー講座を開催した。 演題：「弁護士の視点から解説するハラスメント事案のリスクと対応」 講師：鈴木悠太 氏（鈴木・大和田法律事務所 弁護士） 参加者数：23人 アンケート満足度：100%	・市民の、女性の人権を尊重する意識の向上を図るため、引き続き実施していく。 ・令和3年度よりオンライン形式での開催、令和5・6年度には開催回数を増やすなどして参加しやすい方法を検討してきたが、年々参加者数が減少している。参加者より「オンライン形式での開催だと、職場内で受講できる環境がないため参加が難しい」との声もあったため、ハイブリッド形式を取り入れるなどハローワーク浜松と調整する必要がある。	福祉総務課 （人権啓発センター）	21
116	市職員に対し、人権意識や人権感覚を養う研修を実施します。【再掲】	—	—	○	【1】・第一回人権教育指導者研修会 対象者：市立小・中学校人権教育担当者 演題：「ちがいを認め、共に生きる社会の実現を支えるもの」 講師：鎌塚優子 氏（：静岡大学教育学部長・大学院教育学研究科長） 参加者数：129人（R6：160人） ・第二回人権教育指導者研修会 対象者：市立幼稚園長、小・中学校長、人権擁護委員 演題：「子どもの心を育てよう！」 講師：湯浅正太 氏（一般社団法人Yukuri—te代表理事・イズファミリークリニック本八幡 院長）、参加者数：185人（R6：220人） ・第三回人権教育指導者研修会 対象者：市職員（人権啓発推進員）、演題：「ハラスメントとその対策」 講師：松林三樹夫 氏（松林カウンセリングルーム 産業カウンセラー・心理カウンセラー）、参加者数：154人（R6：154人） 【2】人権啓発センター職員による講演を録画し、動画視聴形式で行った。 ・市職員新規採用者研修 122人（R6：145人） ・教職員新規採用者研修 138人（R6：144人） ・新任課長補佐級研修 91人（R6:90人） ・新任監督者級研修 98人（R6:44人）	・市職員の人権意識の向上を図るため、引き続き実施していく。 ・講座を動画視聴形式としたことで、受講者が時間に制約されず参加できるようになった。一方で、受講者より「動画視聴だと質問がしにくい」との声もあったため、開催方法について適宜見直しを行っていく必要がある。	福祉総務課 （人権啓発センター）	21
117	デートDVを未然に防ぐため、高校生等の若年層を対象にデートDV防止にかかる出前講座を実施します。	年1,500人	年2,150人	◎	DVの未然防止対策の一つとして、若年層に対する啓発が重要であると考え、中学生以上の生徒・学生に対する出前講座を実施した。 ・講師：NPO法人SRRP研究会 ・回数：5回（R6：8回）※市内高校5校で実施 ・参加者数：延べ2,150人（R6：1,524人） ・受講者アンケート：理解度98.8%	R7年度は目標値を大幅に上回る受講者数となり、若年層のDV防止への意識づくりに貢献できた。 若年層へのDV防止に関わる啓発は重要であり、高校生等を対象とした出前講座の実施を継続していく。 また、申込学校からの聞き取り等により確認できた現状や課題を、今後の事業実施に活かしていく必要があると考える。	UD・男女共同参画課	21
118	女性に対する暴力をなくす運動や若年層の性暴力予防月間に合わせ、啓発パネル展やポスター掲示等による暴力防止啓発を行います。	—	—	○	各種啓発及び情報発信を行った。 ・女性に対する暴力防止啓発パネル展（市役所1階ロビー） ・市ホームページ、関係機関へのポスター・リーフレット等の配布等による相談窓口に関する情報発信及び防止啓発 ・市関係課職員によるパープルリボンバッジ着用 ・大型商業施設の女性用トイレへのDV相談専用ダイヤルカード配架による相談窓口の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市内各機関・事業者の協力を受け、様々な形で広報活動をおこなうことができ、多くの市民の意識喚起に繋がった。 引き続き、女性に対する暴力の問題に関する様々な啓発活動を実施していく。	UD・男女共同参画課	21

119			D Vや性暴力等の相談窓口や支援に関する情報について、リーフレットやカード、ホームページ、SNS等を活用し、発信します。	—	—	○	相談窓口周知のため、リーフレットやカードを作成。 市役所・区役所・図書館の女性用トイレに配架した他、市内公共施設や医療機関等に配布し、情報発信に努めた。（市役所は男性用トイレにも配架） 女性に対する暴力をなくす運動期間には、大型商業施設の女性用トイレにもカードを配架した。 【リーフレット】配布・配架：2,090部 【DV相談カード】配布・配架：4,190部	D V被害者が安心して相談窓口の情報を得られるよう、啓発できた。 引き続き、相談窓口の周知および、被害者が安心して相談できる体制の構築に努める。 R8年度より相談開設日が変更となったため、その点を含めた周知を更に図る必要がある。	UD・男女共同参画課	21
		(23)被害者の相談支援体制の充実								
120			配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談を実施します。	—	相談件数：241件（延べ）	○	配偶者暴力支援センターにおいて、D V相談専用ダイヤルを設置し、D V被害者等の相談に応じた。 ・相談件数：延べ241件（R6：204件） 相談窓口周知のためのリーフレットやカードを作成し、市役所・区役所・図書館の女性用トイレに配架した他、公共施設や医療機関等に配布した。また、女性に対する暴力をなくす運動期間には、大型商業施設の女性用トイレにもカードを配架し、周知に努めた。	D V被害者が安心して相談できる体制づくりができたと考える。 引き続き、相談体制の維持及び相談窓口の周知に努めるとともに、今後更に、関係部門、機関との連携強化を図るための事業を検討していく。	UD・男女共同参画課	21
121			D Vやセクハラ等について、女性の相談員による相談事業を実施します。【再掲】	—	・電話相談：1,535件 ・面接相談：58件	○	・電話相談：毎週火・水・木・土曜日（10時～16時）、毎週水・土曜日（18時～20時） ・面接相談：毎週火・水・土曜日（10時～16時）、毎週水曜日（18時～20時） ・電話相談：1,535件 ・面接相談：58件	相談者の性別を限定せず、幅広い内容の悩みごとに関する電話相談・面接相談が行えるよう、継続して実施していく。	UD・男女共同参画課	21
122			男性が抱える悩みごと等について、男性相談員による相談事業を実施します。【再掲】	—	・電話相談：166件 ・面接相談：1件	○	・電話相談：毎週木曜日（18時～20時）、第2・4日曜日（18時～20時） ・面接相談：第4日曜日（18時～20時） ・電話相談：166件 ・面接相談：1件	男性が抱える悩みごとについて男性相談員と電話相談・面接相談が行えるよう、継続して実施していく。	UD・男女共同参画課	21
123			女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのD V等の相談に女性相談支援員が応じます。【再掲】	—	—	○	各こども家庭センターに女性相談支援員を配置し、配偶者等からの暴力や家庭内のもめごと、日常生活での悩みごと等関する内容について相談対応を行った。 ・相談件数：926件（R6：853件）	引き続き、各こども家庭センターに女性相談支援員を配置し、配偶者等からの暴力や家庭内のもめごと、日常生活での悩み事などに関する内容について相談対応を行う。	子育て支援課	21
124			職場におけるハラスメントの問題など、労働に関する相談事業を実施します。【再掲】	相談件数 100件 (毎年)	相談件数 148件	◎	労働に関する様々な相談に対し、社会保険労務士が電話により解決に向けた支援を行う。 相談件数が目標を超えるものとなった。	引き続き、社会保険労務士による無料電話相談を実施し、多くの市民が有効に活用できるよう努める。	労働政策課	21
125			市職員のハラスメントに対応するため、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置します。	—	相談員 77人配置	○	本庁や元目庁舎等の施設ごとに、合計77人の相談員を設置した。	相談員の配置及び相談員に対する研修を行うことで、職場内でのハラスメントに対する意識の向上を図ることができた。 引き続き、相談員を設置することで職員が相談しやすい環境を整える。	人事課	21
126			相談員の資質向上を図るための研修を実施します。	研修会1回	研修会1回	◎	支援者の資質向上を図るため、研修会を実施 ・開催日 令和8年2月3日 ・参加人数 32名 ・講師 みんなのあんしんできる場所のあん 代表 野末鈴菜氏 ・内容 浜松市の困難な問題を抱える女性への支援について	引き続き、支援者の資質向上を図るための研修会を年1回実施していく。	子育て支援課	21
127			各関係機関等が相互に連携し、D V被害者及び困難な問題を抱える女性支援を行うことを目的とした連絡会議を開催します。【再掲】	代表者会議1回 実務者会議1回	代表者会議1回 実務者会議1回	◎	困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議、実務者会議）を開催し、課題の共有及び支援体制につて関係機関の連携を図った。	引き続き、困難な問題を抱える女性支援調整会議を実施し、よりよい支援体制について協議していく。	子育て支援課	21

128			要保護児童対策地域協議会を活用し、ＤＶ防止対策所管部署と児童虐待対策所管部署等の関係機関の連携強化を図ります。	代表者会議2回	代表者会議2回	◎	【子育て支援課】 DV防止対策所管部署と児童虐待対策所管部署等の関係機関の連携強化を図った。	【子育て支援課】 引き続き、DV防止対策所管部署と児童虐待対策所管部署等の関係機関の連携強化を図っていく。	子育て支援課 ＵＤ・男女共同参画課	21
			(24)被害者の自立に向けた支援の充実							
129			ＤＶ被害者の自立に向けた支援として、ＤＶ相談に関わる証明書を発行します。	—	—	○	必要時、支援を必要とする方の状況に応じた証明書を発行した。	引き続き、必要時、支援を必要とする方の状況に応じた証明書を発行する。	子育て支援課	21
130			犯罪等の被害に遭った方が、受けた被害を回復または軽減し、再び安心して暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、支援を実施します。	—	—	○	犯罪等の被害に遭った方が、受けた被害を回復または軽減し、再び安心して暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、支援を実施した。 【令和７年度の見舞金支給の実績】 遺族見舞金2件、重傷病見舞金4件、性犯罪被害見舞金2件	引き続き犯罪被害者の安心確保に努めていく。	市民生活課 （くらしのセンター）	21
131			困難な問題を抱える女性の自立支援を図るため、相談支援、助言、情報提供、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行います。	—	—	○	支援を必要とする方の状況に応じた相談支援を実施した。	引き続き、支援を必要とする方の状況に応じた相談支援を実施する。	子育て支援課	21
132			ＤＶ被害者の保護施設への移送が即日できない場合、一時的な保護を行います。	—	—	○	必要時、緊急一時保護事業を実施した。	引き続き、必要時、緊急一時保護事業を実施する。	子育て支援課	21
133			ＤＶ被害者の申出により、相手側からの住民票の写し等の交付等の請求や申出があっても、これを制限します。	—	—	○	ＤＶ被害者の申出により、ＤＶ加害者による被害者の住民基本台帳の閲覧等を制限した。	引き続き、ＤＶ被害者の安全確保に努めていく。	市民生活課 （戸籍・住基担当）	21

●事前質問一覧（令和7年度実績）

質問 NO.	2-2 頁	事業 NO.	事業内容	R 7		R7 評価	実施内容 評価根拠	今後の 方向性	所 管 課	審議会委員 からの質問	回答
				目標値	実績値						
1	4	10	男女共同参画の視点到配慮した避難所運営等の被災者支援を行うため、地域防災リーダー育成のための研修会を実施します。	女性が役員として参画している自主防災組織の率:30%	女性が役員として参画している自主防災組織の率:15%	△	・令和7年度から自主防災隊向けに「地域における男女共同の視点からの防災力向上（女性防災リーダー育成）研修」を実施した。 ・大型ショッピングモールにおいて、女性ボランティアや女性防災士と一緒に、防災イベントに参加し、多くの家族層を対象に防災啓発を実施した	女性が役員として参画している自主防災組織の率は低く、男女共同参画の視点からの防災対策を推進するためにも、参画の周知・啓発に努める必要があるため、研修会等を実施していく。	危機管理課	研修会の実施は実施されていますが、そこで育成された女性防災リーダーを、実際に地域の自主防災組織の役員登用にまで結びつける手だてがもう必要な段階にきていると思います。そこに向けたより実効性のある事業内容の見直しについてはどうお考えですか。【犬塚】	令和7年度から実施している当研修の参加者は、自主防災隊役員と地域の女性の男女ペアとした。自主防災隊役員と関わりのある地域の女性とのペアで参加することで、女性が自主防災隊の活動に参画しやすい環境を整えた。
2	6	24	自治会やPTAにおける女性の参画状況を把握するため、年度ごとに調査を行い、報告します。	—	—	○	自治会及びPTAにおける会長職の女性割合を調査し、国・県の調査により情報を公表した。 ・自治会：0.81%（R6：0.81%） ・PTA：26.3%（R6：21.83%）	自治会長の女性の割合は変わらず、PTA会長の女性の割合は増加した。今後も自治会やPTA等の地域活動における方針決定の場において、女性の参画拡大に向けた理解が促進するよう周知啓発に努めたい。	U D ・男 女 共 同 参 画 課	自治会長女性割合の実態把握はわかりましたが、数値自体は極端に低いようです。この比率上昇のための具体的方策は検討・実施されていますか。【犬塚】	こらぼ講座のテーマの1つに、「自治会」があり、内容としては「男女が積極的に協力し合い、性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍する自治会づくりをめざすための講座」となっている。そのほかにも「ジェンダー平等」や「防災」などのテーマも用意しているため、こらぼ講座を積極的に自治会の方々に受講してもらえよう周知をしていきたい。

3	8, 11	34, 56	職場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を側面的に支援するため、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所にアドバイザーを派遣します。	10社	2社	△	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを支援するため、申請のあった市内事業所に社会保険労務士を派遣し、労働環境等の改善に関する助言を実施。しかし、R7年度は、チラシの配布の廃止等を行ったため、申請が減少した。 派遣回数：5回	ワークライフバランス等推進事業所の募集とともに本事業についても周知し、積極的な利用を促していく。	労働政策課	チラシ配布は再開されていますか。もしチラシ配布をやめる場合は、それに代わる効果的な申請増加のための方策として、どのようなことを検討・実施されていますか。【犬塚】	令和8年度もチラシの配布（印刷も含め）は行っておりません。事業周知につきましては、当課が管理するWEBサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」のメールマガジンのほか、浜松地域イノベーション推進機構や浜松商工会議所のメールマガジンにより行っています。その他、働き方改革セミナー等の機会を利用し、事業の周知を図ってまいります。
4	13	71	悩みを抱える人の相談や普及啓発事業等を行い、自殺対策の推進を図ります。	作成部数 1,200部	作成部数 500部	△	・手紙専用便箋の作成部数 500部 ・メッセージ等募集 市内198施設 ・小冊子作成 600部 ・ラジオ放送 24回	・引き続き手紙専用便箋の作成と配架を継続し、市民からの相談を受け付ける。 ・市民から届いた「いのち」に関するメッセージを発信し、自殺対策の推進を図る。	精神健康医療福祉課	作成部数が大きく減った理由は何ですか。またそれで目標達成に向けた効果的取り組みができていますか。【犬塚】	各施設での実際の配架状況を踏まえ、必要な部数に見直しを行いました。また、配架先は令和6年度より増やして周知先の拡大を図りました。

5	21	120	配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談を実施します。	—	相談件数：241件（延べ）	○	配偶者暴力支援センターにおいて、DV相談専用ダイヤルを設置し、DV被害者等の相談に応じた。 ・相談件数：延べ241件（R6：204件）相談窓口周知のためのリーフレットやカードを作成し、市役所・区役所・図書館の女性用トイレに配架した他、公共施設や医療機関等に配布した。また、女性に対する暴力をなくす運動期間には、大型商業施設の女性用トイレにもカードを配架し、周知に努めた。	DV被害者が安心して相談できる体制づくりができたと考える。 引き続き、相談体制の維持及び相談窓口の周知に努めるとともに、今後更に、関係部門、機関との連携強化を図るための事業を検討していく。	UD・男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センターにおいて専用の電話相談をUD・男女共同参画課が実施するとありますが、実際に相談に対して必要な支援を行うのが子育て支援課（22ページに記載）であるのならば、子育て支援課で統一して電話相談も行う方が迅速な対応ができると思いますが、UD・男女共同参画課が所管課となっている理由は？【葛島】	平成26年1月、DV相談専用ダイヤルについては、DV防止法、浜松市DV防止・支援基本計画に基づき、DV相談支援センターの中に専用電話窓口を開設し、計画の所管課であった当課が担当することになった。 市全体で相談から自立支援までを相互連携体制で行うことで「DV被害者の立場に立った切れ目のない支援」を目指し、現在まで続いている。 しかし、開設から10年以上が経過し、社会変化や相談者のニーズに合っている体制であるのかについては、ともにDV相談支援センターの所管課である子育て支援課と今後、協議をしていきたい。
6	1	モニ3	ワーク・ライフ・バランスの推進 「男性が平日に家事や育児等に從事する平均時間」						UD・男女共同参画課	モニタリング指標「男性が平日に家事や育児等に從事する平均時間」令和7年度の調査を行っていない理由は？【新村】	第3次基本計画から、引き続きモニタリング指標としているものがあるが、指標抽出する市民意識アンケートは、大規模な調査のため、毎年実施は難しい。次回の計画策定前に市民意識調査を行う予定である。（過去調査年：R5,R1）

7	7	26	行政における女性参画を促進するため、市の女性職員スキルアップ研修や女性職員キャリアアシスト研修を実施します。	—	—	○	女性職員育成のため、仕事のマネジメント力、対人関係能力等を学ぶ研修を開催した。 ■女性職員スキルアップ研修・開催日：第1部 令和7年11月4日、第2部令和7年12月1日・対象：38歳以上の女性職員で、主任または副主幹・副技監（希望制）・講師：外部講師 ・参加者数：30人（R6：28人） ・満足度：4.71点/5点満点（R6:4.75点） ■女性職員キャリアアシスト研修・開催日：第1部令和7年10月28日、第2部令和7年12月1日・対象：入庁3年目以降で、30歳未満の女性職員（希望制）・講師：外部講師 ・参加者数：34人（R6：32人） 満足度4.71点/5点満点（R6:4.69点）	社会情勢の変化や、受講者のニーズに応じた内容へ見直しのうえ、研修内容を一部変更し、今後も継続実施予定。	人事課	女性職員育成の為の研修実施は素晴らしいが、それは男性に比べると女性に足りないスキル、能力があるからという事になります。その原因から改善させる施策はありますか？【新村】	女性職員の能力が男性より劣るという認識ではなく、職員一人ひとりが意欲や能力を十分に発揮できる職場環境を実現するため、女性職員に共通して抱える特性やライフステージにおける課題を踏まえ、主体的なキャリア形成やリーダーシップの発揮を支援している。 課長級以上の女性職員の割合は、2016年度の8.1%から2026年度16.2%へと上昇し、一定の成果を得ている。2030年度には25%の割合を目指し、今後もキャリア形成を支援する研修の実施や、昇任を目指す女性職員への個別支援策の検討など、誰もが活躍できる職場づくりに努めていきたい。
8	21	125	市職員のハラスメントに対応するため、セクシュアル・ハラスメント等相談員を配置します。	—	相談員 77人配置	○	本庁や元目庁舎等の施設ごとに、合計77人の相談員を設置した。	相談員の配置及び相談員に対する研修を行うことで、職場内でのハラスメントに対する意識の向上を図ることができた。 引き続き、相談員を設置することで職員が相談しやすい環境を整える。	人事課	セクシュアル・ハラスメント相談員はどのような方がなっているのですか？（市の職員の方ですか？）【新村】	市の職員 原則、庁舎やフロア単位で男女の相談員を設置し、職員が相談しやすい環境を整えている。

●資料2-2以外の意見等

NO.	資料	該当頁	ご意見等	所管課の見解
1	1	6	【意見・要望】 女性に選ばれるまちプロジェクトはこれからもどんどん進めるべきだと思います。R7年度の事業の成果とR8年度事業の目的が数値で表されているといいなと思いました。例えば、この事業で「〇〇人、UIターンで戻ってきた」とか。またターゲットがこれから流出していく高校生世代なのか、戻ってくる大学生卒業世代なのか、その後の就職後の転職世代（子育て世代）なのかに分けて施策がうてるといいと思います。【前嶋】	【UD・男女共同参画課】 選ばれるまちPJについては、昨年度（令和7年度）から令和9年度までの3年間のPJになる。事業の成果については短期的なものと長期的なものがあり、いずれにしても整理し、効果の検証をしていく。 ターゲットについては、PJの目的は若い女性の転出超過を食い止めたいというものであり、そのために安心して活躍できる環境の整備や市民意識の醸成が必要であると考えているため、PJ全体の対象は幅広いものとなる。PJの中の事業として、ターゲットを大学生に絞った文系女子活躍促進事業や就業中の女性対象のリスキリングセミナー、企業向けの補助金や女活セミナーなどがある。
2	3	—	【意見・要望】 出前講座を高校生に出向いて講義をすることはとてもいいと思います。今後も拡大していただければと思います。また内容ですが、デートDVに関するものだと思いますが、例えば進路選択につながるような、性別ごとの職業就業率、女性の活躍推進（管理職比率）が徐々に進んでいる現状、働きやすい職場環境の整備とかも同時に講義していただくといいかなと思いました。【前嶋】	【UD・男女共同参画課】 あいホールの出前講座については、今年度、高校生対象に行うものはデートDVのみである。委託事業のため、今年度変えることは難しいが、今後については社会課題やニーズを鑑み、講座のメニューについても検討していきたいと思う。
3	3	—	【質問】 子育てパパ応援 「父親のみ」対象としたことが男性の気持ちを吐き出させる機会になったことが素晴らしいです。課題を踏まえ、今年はどんな企画をされるのでしょうか。【新村】	【UD・男女共同参画課】 今年のあいホールの「男性の育児・家事参加を推進する講座」については、絵本などのツールを用いて、市立図書館と連携して実施する予定である。参加者も父親だけでなく、親子（父と子）での参加にしたいと考えている。 あいホールとしては、男性育児の孤独感や育休中男性の孤立感が課題であると考え、本講座のほかに、男性同士でざっくばらんに意見交換ができる場を設け、男性の意見を吸い上げる設定の市民講座を開催する予定である。